

○議事日程

令和8年3月4日(水) 第2日

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10名

1	番	倉内貴成君
2	番	小椋正子君
3	番	廣瀬恵理子君
4	番	長谷川 淳君
5	番	松本 暁大君
6	番	三宅 祐司君
7	番	松原 浩二君
8	番	渡邊 憲司君
9	番	加藤 雅浩君
10	番	小島 英雄君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤友紀君
副町	長	傍島敬隆君
教 育	長	野原弘康君
総合政策部	長	安田 悟君
総務部	長	服部 貴司君
こども未来部	長	三輪 学君
健康福祉部	長	堀場 康伸君
住民部	長	小野木 崇夫君
会計管理者		井上 哲也君
くらし安全課	長	山内 寿和君

社 会 教 育 課 長 永 瀬 直 哉 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 撰 田 真 広  
書 記 高 木 明 美

開議

午前10時00分 開議

○議長（加藤雅浩君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤雅浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 廣瀬恵理子議員  
及び4番 長谷川 淳議員を指名いたします。

第2 一般質問

○議長（加藤雅浩君） 日程第2、一般質問を行います。

この際、質問者に申し上げます。

伝聞や臆測など根拠に乏しい発言は避け、質問は簡明にしてください。

理事者の答弁時間も考慮し、持ち時間内に収まるよう発言してください。

不適當、不穩当な言辞があったと認められるときは、議長職権により発言の取消し  
を命じることがあります。

執行部側に問いかける発言以外に、持論の展開や出来事の紹介などが多くなならない  
よう注意してください。

それでは、発言の通告がありますので、順番に発言を許します。

1番 倉内貴成議員。

○1番（倉内貴成君） では、通告に従いまして、一般質問を行います。

件名、待機児童ゼロ公表下における、実質的な保育ニーズの正確な把握と行政サー  
ビスの透明化、加えて住民負担の少ない手続についてを質問いたします。

質問に入ります前に、私の下に寄せられたある町民の方からの切実な声を紹介させ  
てください。

町内在住で、30代、小さなお子さんを2人育てていらっしゃるお母様です。現在3人目を妊娠中ですが、重症妊娠悪阻、切迫流産で医師の診断書が出ていましたが、年度途中の入園申込みは全滅でした。さらに認可外保育園も当たってみてくださいと言われて、町内だけでなく近隣自治体の認可外保育園や企業主導型保育園を10か所以上当たりましたが、どこも空きがない。この先どうしていいか、不安でなりませんという悲痛な叫びが届いております。

もちろん、タイミングよく入園できる方もいれば、このように非常に厳しい状況で苦しんでおられる方がいるというのも、今の岐南町の現実であると認識いただければと思います。

ではまず、町の立場として、国が定めた定義とルールに従って事務を執行し、その結果として、待機児童ゼロという数字が出ている。これは行政として適正な手続の結果であり一つの成果であると理解しています。

しかし、この方の事例が示すように、国の定義上のゼロと住民の生活実感の間には埋め難い乖離があります。データ上はゼロだから問題ないとしてこの乖離を見過ごせば、本当に困っている住民を見捨てることになります。何より、子育てに優しい町という本町が目指すブランドに対する信頼を損なうことになります。

本日は、よりよい行政運営を行うための正確な現状把握とデータに基づく政策という観点から、通告書に従い順次質問いたします。

ではまず、質問の1つ目です。

待機児童ゼロを公表しているが、町民が町内の保育施設へ子供を預けることができない、実態としての隠れ待機児童がいることを認識しているか。

現在、町は待機児童ゼロを公表しています。しかし、国の定義では、特定の園のみを希望する者や求職活動を休止している者などは待機児童から除外されます。しかし、保護者の立場からすれば、国の定義がどうであれ、希望したけど入れなかったという事実には変わりはありません。町は公表値であるゼロという数字と、実態としての希望する園に入れない、いわゆる隠れ待機児童、あるいは保留児童との間に明確な乖離があるという認識をお持ちでしょうか。見解を伺います。

次に、質問の2つ目です。

直近の入所選考において、入所申込みをしたものの入所できなかった保留児童の実数とその除外理由ごとの内訳は。

まず実態を知る必要があります。定義上は待機児童とならなくとも、実際に入所できなかったお子さんが何名いらっしゃるのか。その内訳として、特定の園のみ希望や育休延長、求職活動休止などがそれぞれ何名いらっしゃるのか。可能な限り詳細な数

字を明らかにしてください。

続いて、窓口運用について伺います。3番目の質問です。

保育施設に空きがない場合、入所申請を取り下げる運用をしているのか。

町民の方から、保育園に空きがないからという理由で窓口で申請を断念した、あるいは職員の方からの説明を受けて申請を取り下げたという声を聞くことがあります。事実として、窓口で申請を受け取らない、あるいは申請を取り下げを促す運用が行われているのかどうか、事実確認を求めます。

次に(4)です。4番目の質問です。

仮に窓口で申請の取下げを促す運用があるとすれば、行政手続の観点から、そのような対応の法的根拠と正当性を問う。

もし窓口で、申請を事実上拒む、あるいは取下げを促すような対応をしているとすれば、行政手続法等の観点から見て、そのような対応を行う法的根拠と正当性は何でしょうか。答弁を求めます。

続いて、データに基づく政策立案の観点から伺います。5番目の質問です。

申請に至らなかった声なき声、潜在的なニーズが記録されないことにより、将来の需要予測や定員計画に誤りが生じるリスクをどう考えるか。

ここが今回私が最も懸念している行政運営上のリスクの質問です。もし窓口で申請がなされなければ、そのニーズは、データ・記録としては申請がないため、ニーズとしてないという形でデータとして残りません。申請がなかったイコール需要がなかったという誤ったデータが蓄積されれば、将来の需要予測を見誤ることになります。申請に至らなかった声なき声、いわゆる潜在的ニーズが記録されていないことによって、将来の定員計画や保育士確保計画といった町の子育て政策に誤りが生じ得る、つまり、需要を過小評価してしまうリスクを町はどう考えていますか。

最後に、6つ目の質問です。

今後は、保育園等の空きの有無にかかわらず、申請を一旦受理して真の保育ニーズを可視化・公表し、データを基に政策を立案し、保護者負担も考慮した子育てに優しい手続へ改善していく考えはあるか。

正しい政策は正しいデータを基に考えられます。今後は、空きがないという事実も含めて正確に記録・認識をするために、窓口では一旦全ての申請を受理し、不承諾数も含めた真の保育ニーズを可視化・公表すべきではないでしょうか。そして、その正確なデータを基にして初めて、説得力のある定員計画や待機児童対策が立案できるはずで

待機児童ゼロという看板を守ることも、実態を直視し、課題解決に挑む姿勢こ

それが今求められています。

また、現行の運用だと、毎月毎月未満児の世話を、例えば兄弟がいらっしゃる方だと、未満児の世話をしながら申請の手續に挑むことは保護者にとって大変な負担であります。申請を受理し、町で保留リストとして保持をして、空きが出た段階で保護者へ連絡をするという、そういった運用をしている自治体も多くあります。手續上、保護者にとって優しい自治体がどちらかは明らかだと思います。真のニーズを可視化し、それを政策に反映させていくお考えがあるか、また単に経済的な支援だけでなく、制度的な支援を含めて、本当に子育てに優しい町を目指すために制度を見直す考えはあるのか、見解を伺います。

以上、6点質問といたします。

○議長（加藤雅浩君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 倉内議員の待機児童ゼロ公表下における、実質的な保育ニーズの正確な把握と行政サービスの透明化についての1番目のご質問、待機児童ゼロを公表しているが、町民が町内の保育施設へ子供を預けることができない実態としての隠れ待機児童がいることを認識しているのかについてお答えいたします。

町が公表しています待機児童につきましては、国の定義に従い、4月、10月の年2回の時点において適正に報告しており、今年度においても、いずれの月も待機児童がゼロでございました。

ここで言う待機児童は、保育の必要性が認定され、認可保育園などへの入所を申し込んでいるにもかかわらず、定員超過などの理由で入所できない状態の子供を指しておりますが、育児休業中や特定の園のみを希望するなど特定の条件に当てはまる場合は、保留児童として除外されます。そのため、実情として保護者の生活実感と乖離があることや、月々において保育を必要としている子供たちがいることについては認識をしております。

2番目のご質問、直近の入所選考において、入所申込みをしたものの入所ができなかった保留児童の実数とその除外理由ごとの内訳はにつきましてお答えいたします。

直近1月の入所では、申請者12名に対して入所決定者5名、保留児童7名、待機児童ゼロでした。このうち保留児童7名につきましては、全てが育児休業の延長、いわゆる育休延長となっております。

次に、3番目のご質問、保育施設に空きがない場合、保護者に入所申請を取り下げる運用をしているのかについてお答えいたします。

窓口での保育所の入所の相談については、現在の入所状況など丁寧な説明を心がけ、保護者の皆様からの申請は、入所要件を満たしていれば全て受理する姿勢で対応

しております。したがって、申請を受け取らない、また申請の取下げを促すなどの運用は行っておりません。

ただし、説明の中で現在の空き状況をお伝えした結果、保護者の方がご自身の判断で申請を見合わせるケースがあることは承知しております。

4番目のご質問、仮に窓口で申請の取下げを促す、または受理しない運用があるとすれば、行政手続等の観点からそのような対応の法的根拠と正当性はあるのかにつきましては、さきにお答えいたしましたように、そのような運用はいたしておりませんので、お答えすることができません。

次に、5番目のご質問、申請に至らなかった声なき声、潜在ニーズが記録されないことにより、将来の需要予測や定員計画といった町の政策に誤りが生じるリスクをどう考えるかにつきましてお答えいたします。

町の保育ニーズの予測や計画は、子ども・子育て支援事業計画を基本としており、この計画は5年ごとに策定し、中間年に必要な見直しを行っております。

この計画では、潜在的待機児童への体制の整備を図らなければならないとしており、教育・保育サービスの量の確保についても、保護者の希望に添った制度が利用できる環境づくりを進めているところでございます。

本計画における教育・保育の量の見込みと確保方策については、国が示した算出方法を基に、町の実績を考慮し推計人口や確保量を定めておりますが、申請に至らない需要につきましては加味しておりません。

今後、潜在的ニーズの把握に努め、保留児童や育児休業延長者の動向を分析しながら、確保量の安定化に努めてまいります。

次に、6番目のご質問、今後は、空きの有無に関わらず申請を受理し、真の保育ニーズを可視化、公表し、データを基に政策を立案し、保護者負担を考慮した子育てに優しい手続へ改善していく考えはあるかについてお答えいたします。

保育園の入所申請は、年度当初4月入所を除き、入所希望月の2か月前をめぐりに毎月申込書の期限を定めております。当然、申込みがある場合は拒否などをせず受け取っております。

ただし、提出方法につきましては、現在、入園の意思を確認するものとして、毎月申請の都度ごとにご提出いただいております。このことが保護者の負担になるものと考えますので、今後どのような方法で確認していくのかも含めて、軽減できるよう検討してまいります。加えて、子育てに優しい手続を目指し、各保育園の空き状況につきまして、令和8年度からホームページ上で公表する予定で、現在、関係施設と調整を図っているところでございます。これにより、保護者のニーズに合った真の保育ニ

ーズに少しでも寄り添うことができるものと考えております。

町として待機児童ゼロを守るというよりも、待機児童を出さないように、日々窓口に相談に見える保育ニーズに応えるべく環境整備を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 1番 倉内貴成議員。

○1番（倉内貴成君） では、2点再質問させていただきます。

1点目、申請見合せを生む手続の仕組み、現在の手続の仕組みと需要予測のリスクについて、今の仕組みを見直す必要があると考えるかどうか。

部長は、先ほど答弁の中で、現在の空き状況をお伝えした結果、保護者の方がご自身の判断で申請を見合わせるケースがあることは承知していると答弁をされました。しかし、よく考えてみてください。今の岐南町の仕組みは、毎月毎月空き状況を確認しに行き、都度の申請を提出していただく必要がある。つまり、町として毎月リセットをしている状態です。その状況で窓口に行き、今は空きがありませんよと言われて、毎月毎月足を運ぶ徒労感も相まって、保護者が申請をしないのは当たり前ではないでしょうか。

行政側が意図していなくても、結果として、今の制度、毎月リセットされる仕組みそのものが事実上の申請の阻却を生んでいると考えます。

加えて、部長が申請に至らない需要については加味しておりませんと明言された点について、この2点から、例えば冒頭で私が紹介した方、窓口で絶望して帰ったお母さんたちの声なき声は、データに加味されていないということになります。近隣でいけば、大津市や四日市市のように、一度、入所申込みを受理したら、年度内有効として町で保留リストとして保持をして、空きが出た段階で保護者へ連絡するという具体的で実現可能な改善策は既にあります。

子育てに優しい町を目指すのであれば、一度提出された申請を理想的には年度内は有効とする仕組みに変え、保護者の負担軽減を図るとともに、隠れた需要を正確なデータとして残して、将来の計画の誤りを防ぐ具体的な手法を取るべきだと考えます。いかがお考えでしょうか。

そして、2点目の再質問です。

部長は、先ほどの答弁で、現在の状況に対し、このようなことが保護者の負担になるものと考えておりますので、今後どのような方法で確認していくかも含め、負担を軽減できるよう検討してまいりますと答弁をいただきました。では、具体的にどのような保護者の状況を、今、町として負担と認識しておられるのか、また負担軽減として考えている具体的な施策があれば答弁をお願いいたします。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 倉内議員の待機児童ゼロ公表下における、実質的な保育ニーズの正確な把握と行政サービスの透明化についての再質問、申請見合せを生む手続の仕組みと需要予測によるリスクについて今の仕組みを見直す必要があると考へるかについてお答へいたします。

教育・保育事業の量の見込みと確保方策については、国が示した算出方法を基に、町の実績を考へて推計人口や確保量を定めておりますが、申請に至らない需要の見極めは非常に困難でございます。

先ほど、直近の入所状況において、申請者12名、入所決定者5名、保留児童7名と答弁させていただきましたが、保育の需要としては入所決定者と保留児童と捉え、保留児童や育児休業延長者の動向を分析しながら、確保量の安定化に努めてまいりたいと思ひます。

次に、町が想定する保護者の負担の認識ということでお答へいたします。

現在、年度途中の保育園の入所申請は、入所希望月の2か月前をめぐり毎月申込書の期限を定めており、希望月や希望する園に入園がかなわなかった場合、次の月に改めて申込書の提出をお願いしております。入園申込書には、児童・保護者の氏名、連絡先や世帯の状況、希望する施設、利用時間や利用の理由などのほかに、会社の就労証明書の添付をお願いしている状況でございます。

この入園の意思を確認するものとして、毎月申請の都度ごとにご提出いただいておりますが、申込書の内容や就労証明書の変更がない場合など、入園の意思の確認において保護者の負担軽減を図ろうと考へております。具体的には、申込書の内容に変更がない場合は、L o G o フォームなどを活用して、役場に来なくても意思を確認できる方法などを検討しているところでございます。保護者の負担とは、同じ内容の申込書を再度提出する負担と認識しておりますので、保護者の負担軽減になるよう検討をしてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 議長のお許しをいただきましたので、ご質問をさせていただきます。

岐南町の保育環境のグランドデザインと満3歳の壁の解消について申し上げます。

岐南町の未来を担う子供たち、そしてその子育てに奮闘していらっしゃる保護者の皆様にとって、安心できる教育・保育環境の構築、これが本町が最優先で取り組む喫緊の課題である。制度の隙間によって生じるこの満3歳の壁が、保護者の皆様の就労

や生活設計に影を落としているこの現状を直視し、町が描くべきこの子育て支援のランドデザインについて問うてまいります。

岐南町の保育園も、公立から民営化に変わりまして16年が経過しております。施設の老朽化や顕著となる改修や建て替えの時期を迎えておりますが、これら施設の維持管理の責任など問題につきましては改めて取り上げたいと考えておりますが、今回のテーマ、岐南町の保育環境のランドデザイン、これは長期的・継続的に目指すべき姿、実現したい状態と、もう一つ、満3歳の壁の解消に向けた質問をさせていただきます。

幼稚園の無償化が進む中、保育園児が直面する満3歳の壁など、この幼保間の制度格差による転園問題も深刻化しております。幼保の制度格差による利用者の不利益をどのように把握し、今後の岐南町の保育環境をどうデザインしようと考えているのか、町長の基本認識をお伺いしますが、まず、満3歳の壁とはどういうものかと簡単に申し上げますと、満3歳になった日から保育料が無償になるのがこの幼稚園、に対し満3歳になったその年ではなく、翌年4月からしか保育料が無償にならないというのが保育園というこういう制度でございます。

そこで、1つ目の質問は、満3歳児の転園問題における実態把握と認識についてです。

直近3年間における町内保育園から他市町の幼稚園等満3歳児クラスへの転園者数の推移と、この転園の動きを町は単なる保護者の選択と捉えているのか、それとも制度格差による不利益が生じているという問題意識を持っているのか、伺います。

2つ目。質問は、この幼保間、幼稚園・保育園間の制度格差を是正、岐南町独自の支援策についてです。生まれ月による経済的・心理的な不公平感、不条理な格差を解消し、保育の継続性を担保するため、保育園児に対する満3歳からの保育料無償化、これを町独自で実施する考えはあるのか。保育環境を安定させるための子供支援のビジョンを伺います。

以上2点の質問につきまして、なぜこのような質問に至ったかということのを少し掘り下げてお話しさせていただきたいと思いますが、現在、現場の保育園からは、満3歳を迎える時期に幼稚園へ転園するケースが一定数あると、こういう声が上がっております。もしそれが事実であるならば、園の経営や保育の継続性の観点から看過できない課題でもあり、実態把握が必要であると考えております。

子供にとって、家庭で育つ時間は何よりも大切であることを前提に、就労や家庭の事情などにより長時間の保育を必要とする保護者にとって、長時間保育が可能な保育園は重要な社会基盤であります。

そこで制度を比較すると、幼稚園では満3歳の誕生日当日から保育料が無償になる一方、保育園では満3歳を迎えても無償化、翌々年の4月、先ほども申し上げたとおりでございますが、それまでは有料保育ということになります。例えば4月2日生まれ、4月1日というのは前年度ということになりますので、2日生まれの幼児の場合、園児の場合ですね、最大12か月間の有償保育が続きます。例えば10月1日生まれということになると、その真ん中ですので、半年、6か月間の有償保育と。生まれ月によって実質的な負担差が生じています。この制度上の不均衡が、保護者の施設選択や保育園運営に影響を及ぼしてはいないかについて、町としてもどのように認識し実態を把握しておられるのか、見解をお示してください。

そこで、行政の把握している実情を確認するため、以下2点についてご質問を申し上げます。

1つ目、満3歳児の転園問題における実態把握と認識について。直近3年間において、岐南町の保育園から他市町の幼稚園等の満3歳児クラスへ転園した児童数の推移を伺います。この転園の動きは、町は単なる保護者の選択と捉えているのか、それとも制度格差による不利益が生じているという問題意識を持っているのか、見解を伺います。

2つ目、幼保間の制度格差を是正、岐南町独自の支援策について。生まれ月による経済的・心理的不公平感、不条理な格差を解消し、保育の継続性を担保するため、保育園児に対する満3歳からの保育料無償化を町独自で実施する考えはありますか。保育環境を安定させるための子供支援のビジョンをお聞かせください。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 三宅議員の1項目め、岐南町の保育環境のグランドデザインと満3歳の壁の解消に向けてについての1番目のご質問、満3歳児の転園問題における実態把握と認識についての、直近3年間における町内保育園から他市町の幼稚園等への転園者数の推移とこの転園の動きに対する町の見解については関連がございますので、併せてお答えいたします。

満3歳児とは、3歳の誕生日を迎えた児童を言い、未満児保育の中では2歳児クラスの児童がその対象となります。

令和元年10月から満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間、幼児教育・保育の無償化が実施されました。認可保育所、幼稚園、認定こども園の保育料が無償化となり、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園については、月額2万5,700円を上限に無償化となっております。

この無償化の対象時期につきましては、満3歳になった後の4月1日から小学校就

学前までの3年間とされており、通常は年少、年中、年長の期間になりますが、先ほどのとおり幼稚園の施設では、満3歳になり入園した時期から満3歳の無償化の対象となる児童がごございます。そのため、未満児保育の2歳児クラスから幼稚園などの施設に転園する児童がいることは認識をしております。

ご質問にありました過去3年間の満3歳児の転園につきましては、令和5年度は2歳児100名のうちゼロ名、令和6年度は2歳児88名のうち3名、令和7年度が1月現在、2歳児117名のうち6名が転園と把握いたしております。

保育に係る保護者が負担する費用については、転園後は保育を必要としない1号認定となり、預かり保育料や施設によっては保育料に費用負担が発生することがあり、全ての方の費用の負担が少なくなるとは限りません。

町内での満3歳児で転園する児童は、先ほど答弁したとおり増えておりますが、上の子、また兄弟が通っているその施設に入園したいなど、保育にかかる費用だけの問題とは一概には言えず、保護者が選択する部分が多いのではないかと考えております。

2番目のご質問、幼保間の制度格差を是正、町独自の支援策についての1つ目のご質問、満3歳からの保育料無償化を町独自で実施する考えはあるかについてお答えいたします。

議員のご提案の満3歳からの保育料無償化を町単独で行う場合を試算してみました。

満3歳になる2歳児クラスを約100名とし、その年間保育料は約2,800万円であります。また、単純に満3歳以降とすると、その半分とし約1,400万円が1年間にかかる費用と試算しました。このご提案の事業は、多額の費用がかかることや現状6名の転園、また誕生月によって無償化の月数に格差が生まれることなど、平等性が担保できないこともありますので、町として単独で実施することは困難であると考えております。

満3歳の無償化の範囲に対する是正につきましては、影響を見極めながら、国や県に相談し判断していきたいと考えております。なお、現在、町単独事業として第3子については無償化を実施しており、未満児の方にも適用がごございます。

次に、保育環境を安定させるための子供の支援のビジョンについてお答えいたします。

本町では、平成27年に子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画の基本理念である「子どもが輝くまち ぎなん」に基づき、子供の最善の利益を守るため、子供や子育て世帯に対する様々な事業に取り組んでまいりました。令和7年度からの第3期岐

南町子ども・子育て支援事業計画では、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない包括的な支援に取り組んでいるところでございます。

保育環境においては、今年度、町内保育事業者からの聞き取りにより、現在の問題点などを洗い出しながら、何ができるのか思案してまいりました。町内の子育て支援の基盤となる保育士確保問題が大きな課題であることから、新たな町独自の支援策として、来年度予算案において保育士確保定着支援事業を計上しております。

今後も、町内保育事業者が安心して保育を提供できるように、国や県への要望と並行しながら、事業者と一体となって町の子育て支援の安定を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。3つございます。

転園者にかかる費用の実態と制度の検証、2つ目、二重基準の是正、ダブルスタンダードと言うんでしょうか、こういったのが2点目、3つ目、未来への投資としての保育環境。

それで2歳児クラス、すなわちその年度に3歳になるお子さんの転園者数について、令和7年度は117人のうち6名というご答弁がございましたが、現場からはそれと大きく異なる実態も指摘はされておりますが、まず確認として3点をお伺いします。

1点目は、令和7年度の実際の転園者数、2点目、そのうち町が負担した給付額の総額、そして3点目として、幼稚園へ転園した児童に対する給付については、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1というような割合で公費が投入されているという理解でよろしいでしょうか。

次に、単独実施が困難な理由として、町がこれまで年間1,400万円の費用、そして転園数が極めて少数であること、もう一つ、誕生日による無償化の対象期間に格差が生まれるため平等性が担保できないというこの3点を挙げられました。

しかしながら、転園者数については、答弁で示された人数と現場から指摘された実態との間に乖離があるとする情報もありますが、この町の政策判断の前提そのものが適切であったのか、重大な疑問が生じています。

そこでまず確認します。令和7年度における2歳児クラスの転園者数の実数、もう一度何人でしょうか。また、そのうち幼稚園への給付に対して、町が実際に負担をした公費、この総額は幾らであったのか、正確にお示してください。

2万5,700円掛ける12か月掛ける6名割る、平均したら2というような数字になる

のかと思いますけれども、重要なのは、この現行制度においてさえ、誕生月によって無償化の恩恵を受ける期間に差が生じることは、制度上避けられない事実であるという点です。それにもかかわらず、幼稚園に対して制度に基づく格差を容認しながら公費を投入する。一方で、保育園に対しては平等性が担保できないとして支援を行わない。この行政運用は、支援対象によって基準を使い分ける二重基準、ダブルスタンダードそのものではありませんでしょうか。この違いは制度の問題ではありません。子供の立場によって支援の可否を分けている行政の判断そのものの問題ではありませんか。この矛盾を是正する合理的な根拠は一体何なのか。理屈ではなく、町長ご自身の言葉で明確にお示しください。

次に、保育環境のグランドデザインについて伺います。

町はこれまで制度上の理由を繰り返してきましたが、住民にとって切実なのは、制度の壁そのものではなく、その結果として生じている公平性を欠くこの現実です。また、保育環境からは、少子化という深刻な課題を前に不安の声がやみません。保育環境を安定させることは、岐南町の未来に対する最優先の投資であると認識されているのでしょうか。

最後にお伺いします。事務局の作成したこういった定型的な答弁ではなく、町長ご自身の言葉で伺いたい。岐南町の未来を担う子供たちのために、この不公平な格差をいつ、どのような形で是正するのか、また現場の不安に対し、町として今後どのような具体的な対策を講じ、いかに現場と課題認識を共有していくお考えかという、以上申し上げてきた点は、突き詰めれば3つに集約されます。

第1に、政策判断の前提となる事実が正確であったのかという問題、第2に、支援対象によって基準が使い分けられている行政運用の問題、そして第3に、これを未来への投資として是正する政治判断の問題ということで、本件は制度論ではなく政治判断の問題というふうに私は捉えております。この点について、町長としての明確な見解と政治的決断とその決意を答弁としてお聞かせください。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 三宅議員の1項目め、岐南町の保育環境のデザインと満3歳の壁の解消に向けての再質問、転園者にかかる費用の実態と制度の検証についてお答えいたします。

先ほどお答えしました令和7年度の1月末までの年度途中の転園者6名につきましては、園から町へご提出いただきました退園届の理由を根拠にした結果であります。議員がお示しになる大きく異なる数字の把握はしておりません。したがって、町が把握し得る転園者の数は、さきにお答えしたとおり6名であります。

次に、令和7年度に町が負担した給付額につきましては、給付費が子ども・子育て支援新制度に基づき、市町村が認定した保護者に対し、保育施設等の運営費を施設へ直接支払ったものであることを前提にお答えいたしたいと思えます。

退園後に再度町において転園した対象児童を認定しておりませんので、給付額としてはゼロ円でございます。

また、それ以外で、新制度に基づいていない未移行の幼稚園等へ町が支払うものは、施設の給付費ではなく、入園児童に対する保護者への無償化に伴う額でございます。1児童につき、1か月2万5,700円を上限として施設に支払っております。なお、国・県の補助についてはお見込みのとおりでございます。

次にご指摘があります3歳児の無償化につきましては、教育認定の児童と保育認定の児童との取扱いに差があることにつきましては、今のところ町として単独の補助をする考えはございませんが、今後、国や県への要望と並行して丁寧に整理し、慎重に判断してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 続いて、2項目めに移ります。

コミュニティバスの課題解決案と今後の運行形態の方向性並びに契約満了に伴う事業予定について質問いたします。

その前に1点申し上げます。

再質問は、まだ期日を遵守し提出いたしましたけれども、再質問に対する答弁は本日までお示しいただきませんでした。以上、事実として申し上げておきます。

町長が就任されて以来、私はこれまで4回にわたり本件、今回で5回目になりますけれども、すなわち岐南町の公共交通の在り方を問い続けてまいりました。現状の巡回バスについては、利用実態や利便性の観点から、抜本的な見直しが必要であることは私も一貫して主張してきたところでございます。

町が、1月の協議会で示した通勤・通学特化の直線型ルートへの変更という方向性は、まさに私が提言し続けてきた内容と合致するものであり、その点については一歩前進であると受け止めております。

しかし、問題はその実現性と行政としての実行責任です。新たな運行計画を本気で進めるつもりならば、当然、どれだけの費用がかかり、どれほどの需要が見込まれるのかという試算は済んでいなければなりません。ところが、1月の協議会という重要な場において、具体的な試算は一切示されませんでした。

さらに致命的なのは、示された事業予定のタイムスケジュールです。現在のバス運行契約が令和8年度末で満了するのに対して、町の計画では見直し時期が令和9年度

となっています。新たな運行形態への移行を掲げながら、契約満了に間に合わない令和9年度を計画に据えるというのは、一体どのような合理的な根拠があるのでしょうか。新たな運行を目指すといいながら、実際には1年間の空白期間、すなわち住民の足が途絶えるこの期間をあらかじめ織り込んだ計画になっている。これでは事業予定としての妥当性が根底から崩れていると言わざるを得ません。

町長、試算も示さず、整合性も取れない計画を掲げることは、町民に対して説明責任を果たしていると言えるのでしょうか。本気で切れ目のない移行を考えているのであれば、今この場ですべきは、抽象的な解決案の提示ではなく、具体的な数字に裏打ちされた実行計画のはずです。

この空白の期間は、町が描く事業予定の妥当性を根底から覆すものであります。このような計画が住民にとってどのような意味を持つのか、その重大さを改めて認識すべきであります。住民の信頼を損なうことのないよう、以下5点について町の真意を問います。

1つ目、令和9年度のコミュニティバスの見直しに関し、令和8年度末の契約満了との整合性及び空白期間が生じるリスクについての見解を伺います。

2つ目、コミュニティタクシーの見直しが令和8年度であるのに対し、法的期限への対応が急務であるこのバスの見直しがその翌年度になっていますが、この優先順位の逆転について、町の判断理由を伺います。

3つ目、試算の公表と説明責任について、解決案や方向性を具体化するための試算はいつ示されるのでしょうか。

4つ目、契約満了までに住民が納得できる説明プロセスをどう確保されますか。

5つ目、円滑な移行に向けた実施体制について、契約満了に合わせた切れ目のない移行を実現するために、プロジェクトチームの編成など、これはもう何度も何度も申し上げてきましたけれども、計画の前倒しに向けた考えを聞かせてください。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 三宅議員の2項目め、コミュニティバスの課題解決案と今後の運行形態の方向性及び契約満了に伴う事業予定についての1番目のご質問、令和9年度のコミュニティバス見直しについて、令和8年度末の契約満了との整合性及び空白期間が生じるリスクと2番目のご質問、見直しに係る優先順位の判断理由については関連がございまして、一括してお答えいたします。

令和8年度のコミュニティタクシーの見直しや令和9年度のコミュニティバス見直しについて、令和8年1月16日に開催された岐南町公共交通会議・地域公共交通活性

化協議会において、持続可能な公共交通についてとしてご承認いただいたところで

す。

令和8年度末の契約満了との整合性については、コミュニティバスの契約期間と岐南町地域公共交通計画の計画期間がともに令和8年度末であることから、見直しを行う時期として整合性は図られているものと考えております。

また、空白期間が生じるリスクについては、岐南町地域公共交通計画の改定やコミュニティバスの見直しに伴う関係機関との調整や手続、そして行政として事業の実施に必要な手続を行うために必要な期間と考えております。

なお、コミュニティタクシーについては、年度ごとの契約であるため、令和8年度に見直しを行うものでございます。

次に、3番目のご質問、解決案や方向性を具体的にするための試算はいつ示されるのかについてお答えいたします。

解決案や方向性につきましては、先ほどの会議において、コミュニティバスの運行方法の課題である巡回バスに伴う1周70分の時間短縮、名鉄の駅や岐阜バスの停留所などへ短時間でつなぐ、乗客数が多い時間帯に資源を集中し利便性を上げるなどに対し、高齢者アンケートや公共交通ワークショップを踏まえた解決案として、通勤・通学を主目的に、巡回型から直線型ルート変更、主要停留所以外を減らし直線に近い最短ルート、朝6時から9時に便数を集中し増便などをお示したところです。これらの解決案は、来年度の岐南町地域公共交通計画の改定において、コミュニティバスを含めた、岐南町全体の公共交通を持続可能なものにしていく具体的な見直し案としてお示しするところでございます。

なお、試算につきましては、改定する公共交通計画における見直し案に基づき、令和9年度予算案の中でお示しすることになると考えております。

次に、4番目のご質問、契約満了まで住民が納得できる説明プロセスをどう確保するのかについてお答えいたします。

住民が納得できる説明プロセスにつきましては、高齢者アンケートに加え、公共交通ワークショップを実施したところにより、高齢者だけでなく、10代から80代までの方からのご意見を聞き、幅広い世代の住民ニーズの把握に努めてまいりました。これらの意見とコミュニティバスの利用実績に基づき、見直しの方針を先ほどの会議でご承認いただいたものであり、住民の皆様の納得が得られるよう丁寧にプロセスを踏んでまいりました。

最後に、5番目のご質問、切れ目のない移行を実現するため、プロジェクトチームの編成など、計画の前倒しに向けた考えについてお答えいたします。

プロジェクトチームの編成につきましては、多くの課が横断的に関係する事業でないことや、コミュニティバスだけでなくコミュニティタクシーも含めた岐南町全体の公共交通の見直し方針は定まっております。今後、岐南町地域公共交通計画との整合を図りながら、実務的に進めていく段階に入っていることから、プロジェクトチームを編成する考えはございません。

また、計画の前倒しについては、さきの会議でご承認いただいたとおり、令和8年度の主な事業予定として、岐南町地域公共交通計画の改定に加え、コミュニティタクシーの見直しを実施する予定であることから、計画の前倒しについても考えておりません。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 再質問させていただきます。

コミュニティバスの課題解決案と今後の運行形態の方向性及び契約満了に伴う事業予定についての再質問でございます。

まず、先ほどの答弁について申し上げます。

令和9年度のコミュニティバスの見直しについて、この令和8年度末のバス契約満了との整合性を問うと、町側は契約期間と計画期間がともに令和8年度末までだから整合しているとおっしゃる。このバスの契約期間と岐南町地域公共交通計画の計画期間が令和8年だから整合しているというのが、これ随分無理のある説明です。

執行部自らが示した会議資料には、はっきりとこの令和9年度にコミュニティバスの見直しを行うと明記されています。令和8年度末で現在のバスの契約が切れる以上、令和9年4月1日から新体制での運行が始まっていなければ、それは整合ではなく、公共交通の断絶ではないでしょうか。

令和9年度に入ってから見直し、運行形態の変更を行うという工程は、すなわち4月1日からの運行空白、住民の足が途絶える期間をあらかじめ容認しているか、あるいは極めて無計画な先送りであるかのどちらかです。

物理的に考えても、令和9年度の予算や事業計画の中で試算や見直しを行っている時点で、4月1日の運行開始は不可能です。この事業サイクルと運行開始の決定的なずれ、これこそが町民に対して極めて不誠実な姿勢であると言わざるを得ません。

また、空白は関係機関との調整や手続に時間が必要だともおっしゃいましたが、私は町長が就任されて以来、2年近く前から、早く着手しなければ間に合いませんよと、この議場で再三にわたり警鐘を鳴らし続けてきました。この期に及んで調整に時間が必要だと言いつてをされるのは、この町民の生活を守る責任者としてあまりに無責

任ではありませんか。

この空白の期間が、この町側の描く事業予定においてどのような意味を持つのか、町長の政治判断を問うべく、以下5点の再質問に移ります。

1つ目、町長、今の答弁を伺って率直に申し上げます。ご説明は全て手続の説明であり、政策判断の説明にはなっておりません。

私は次の1点を確認したいのです。

突然で驚きましたが、新年度予算にはA I オンデマンド交通の導入経費が計上されておりました。しかし、それは代替手段の一つに過ぎず、コミュニティバスそのものの政策判断を示したものではありません。

そこで伺います。町長はご自身、コミュニティバスを廃止すべきなのか、改善すべきなのか、維持すべきなのか、その方向性について現時点でどのような判断をお持ちなのか。まず、この1点を明確にお答えください。

第2、町長は就任直後から巡回バスの早期廃止を公約として掲げておられました。であるならば、本来、就任直後の段階で、法的整備、保障・試算、代替交通の検討、費用比較を直ちに行うべきであったはずですが、しかし、実際には今日まで約2年近く、具体的な試算も方針決定も示されておりません。この期間を町長はどのような政治判断の期間であったと認識しておられるのか、お答えください。

3つ目、またこの答弁では、協議会の承認を得たと繰り返されてきました。しかし、協議会は助言機関であり、最終的な政治判断の責任は町長にあります。協議会の承認を理由として政策判断を先送りすることは、政治の責任放棄ではありませんでしょうか。町長の見解を求めます。

4点目、工程の妥当性について伺います。

町長、ここでお聞きしたいのですが、新年度予算にはコミュニティタクシーのA I オンデマンド導入経費が驚くべきスピード感で計上されています。一方で、バスについては、地域公共交通計画の改定が理由で、令和9年度になると先延ばしされています。同じ計画の枠組みにありながら、なぜタクシーは予算化して即実行でき、バスは計画を理由に足踏みするのですか。私は2年も前から警鐘を鳴らし続けてきました。タクシーにこれだけのスピード感があるなら、バスの試算や再編も同時並行で進められたはずですが。町は試算を令和9年度予算で示すとしていますが、これは言い換えれば、契約満了までに費用対効果を示さないまま方向性を定めるということになります。

さらに申し上げるならば、契約満了後に代替交通を整備する時期設定では、現実には運行の継続や再構築が極めて困難。乗務員不足による確保の問題、こういったこと

はこれまで繰り返し指摘してきたわけです。そして、契約満了した後で、新たなる計画に住民の皆さんの賛成を得られるのでしょうか。そんなことは行政実務として明らかであります。

タクシーでできることがなぜバスではできないか。この矛盾した工程、そして行政として極めて異例の運用について、町長の認識を伺います。

私は、本件について町長を批判するために申し上げているわけではありません。ただ1点確認したいのです。町長ご自身は何を判断されたのか。

最後5つ目。町長、ここまでのやり取りを整理いたします。

本件は、見直しの是非そのものを問うているわけではありません。問うているのは、政策判断がいつ、どの工程で行われたのかという点であります。そして、その工程が住民にとって予見可能であったのかという点であります。結果として、契約満了を迎える時点において費用対効果の試算は示されず、代替交通の具体像も確定していない、その状況が生じていることは事実であります。

その結果として生じている現状を町長はどのように評価されているのか。これは偶発的、予想もできなくて生じた状況なのか、それとも町長の判断の帰結、偶然ではなく必然であったのかと、生じたものなのか、町長ご自身の認識を明確にお答えください。それが本日の最終確認であります。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 三宅議員の再質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃられたように、コミュニティバスにつきましては何度もお質問をいただき、何度もお答弁をさせていただいてきました。

本件につきましても、ただいま担当部長が答弁をしたとおりでありますし、それが当町としての考え方でございます。私は、行政の長として、その判断に基づき責任を持って町政運営に当たっているところでございます。その上で、議長よりご指名をいただきましたので、同様の内容となりますが、お答えをいたします。

まず、コミュニティバスの今後につきましては、先ほどの部長答弁のとおり、令和9年度に見直しを実施することとしております。また、以前から答弁させていただいておりますとおり、現行の巡回方式を継続することはございません。

次に、政策判断の過程につきましては、今まで高齢者アンケートや公共交通ワークショップを実施するとともに、利用実績を踏まえ、丁寧に検討し積み上げたものでございます。今後の方針である持続可能な公共交通につきましては、利用実績などを基に岐南町として作成し、岐南町公共交通会議、また地域公共交通活性化協議会へ提出し、ご承認いただいたものです。

なお、同会議協議会は、道路運送法や地域公共交通活性化再生法に基づき設置されており、住民、交通事業者、地方運輸局局長などを構成員に、生活交通の在り方や地域公共交通計画の作成における協議などを行うものであることから、当町の助言機関ではございません。

次に、試算提示時期と工程の妥当性につきましては、岐南町地域公共交通計画の改定や見直しに伴う関係機関との調整や手続、そして行政としての事業の実施に必要な手続を行うために必要な期間と考えております。

最後に、現状評価についてお答えをいたしますが、我々は、持続可能な地域公共交通を目指し、今日まで高齢者アンケートや公共交通ワークショップを実施するとともに、利用実績を基に丁寧に検討をしております。当町として作成し、先ほどの会議、協議会で承認をいただいた今後の方針である持続可能な公共交通は適切なものであると認識をしております。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 再々質問させていただきます。

期待をしておりましたけれども、こういったご答弁でございました。今までにできたことを繰り返されましたが、最後に1つだけ最後にお聞きします。これだけ申し上げてもなお、バスの見直しを前倒しし令和8年度中に予算化するご意思はありませんか。あるのかないのか、町長としての明確なご決意をもう一度お答えください。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 三宅議員の最後の再々質問にお答えをしたいと思います。

令和8年度は、計画に基づきまして予定どおり作業を進める予定でございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） ここで暫時休憩いたします。11時25分より再開いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 10番議員 小島でございます。

議長に通告してありますから、順次質問させていただきます。

1つ、ごみ有料化と粗大ごみ搬入先は、住民の声が活かされているか。

今年に入っても住民と会えば、ごみ問題を何とかしてくださいと、多くの住民から

懇願されます。ごみ問題は直接生活に密着するゆえに、幅広い層の住民から意見を聴取することが大切です。家庭から出る粗大ごみ等の適切な処分方法や、ごみ有料化をまだ理解していない住民が多いようです。行政としてすべきことは、住民の期待に応え、住民の利便性向上に努めなければならない大切な役割があります。これを踏まえて2点質問いたします。

意見を表明しにくい立場にある住民、障害者、高齢者、子育て世代の声に真摯に対応したかどうか。

2. 粗大ごみ搬入先の場所は利便性が悪く、遠い。よって、粗大ごみ搬入先は、住民が安心して無理なく利用しやすい場所へ搬入できるよう適正に改善すべきではないか。以上です。

○議長（加藤雅浩君）　　暮らし安全課長　山内寿和君。

○暮らし安全課長（山内寿和君）　小島議員の1項目め、ごみ有料化と粗大ごみ処分先は住民の声が生かされているかについての1番目のご質問、高齢者、障害者、子育て世代の声を聞いているかについてお答えいたします。

令和7年3月議会において岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例が改正されたことに伴い、令和8年4月から家庭ごみが有料化し、それに伴い粗大ごみ、すなわち不燃ごみ及び燃える大型ごみの出し方が、これまでの自治会ごとの収集から町内1か所の拠点回収場への自己搬入へと変更になりました。

本町では、住民説明会を開催し、ホームページや広報紙、ごみ収集計画表の配布を通して説明と周知を行い、説明会での質疑や問合せの中で、ご意見やご不安の声もいただいております。また、燃える大型ごみの自治会ごとの収集日においては、町職員も現地に立ち会い、出し方変更に伴う多量ごみへの対応に当たる中で、実際に搬出される状況や、立会いを担っていただきました環境美化監視員や自治会役員の方々、また排出される住民の方々から、現場の率直な声をお聞きしてまいりました。こうした現場の声は、制度の運用や周知をする上で大変貴重な機会となっております。

ご指摘のとおり、高齢者、障害のある方など、意見を表明しにくい立場にある住民の方ほど、制度変更による影響を受けやすい面があると認識いたしております。このため町では、自己搬入施設への搬入が困難な世帯への対応として、ごみ出し困難者支援を令和8年4月から開始することとしており、令和8年度当初予算案に当該事業費を計上しております。

支援の内容は、自己搬入が難しい高齢者のみの世帯、障害者や要介護者を含む世帯等を対象に、一般廃棄物収集運搬許可業者へ粗大ごみの戸別収集を依頼した場合の収

集運搬費の一部を助成するものでございます。これにより、制度変更後も必要な粗大ごみ処分の機会を確保しつつ、経済的負担の軽減を図ることができると考えております。ごみ有料化事業開始後も、様々な立場の方の意見を聞きながら対応してまいります。

続きまして、2番目のご質問、粗大ごみの出し方についてお答えいたします。

粗大ごみの出し方につきましては、近隣市町からのごみの流入防止、自治会や環境美化監視員の大幅な負担軽減、持続可能な収集体制の確保といった課題を踏まえ、拠点回収方式を導入したものでございます。

また、令和8年4月から粗大ごみは10キロ当たり200円の手数料が必要となり、計量を適正に行う必要があることから、町内1か所の自己搬入施設で受け入れる運用としております。

自己搬入施設は令和7年10月から利用を開始しており、運用の定着に向けて、利用状況や課題を確認しながら改善を重ねている段階でございます。現時点は有料化前の無料期間であることから利用が多く、希望日に予約が取りにくい、予約の電話がつながりにくいといったご意見をいただいております。このため本町では、開設日の追加など受入れ体制の強化を進めるとともに、電話回線やオペレーターの増設を行い、予約の取りやすさの改善を図っております。

さらに、今月に入ってからLINEを活用したWEB予約を開始しており、電話に加えてオンラインでも予約ができる環境を整えております。

今後につきましても自己搬入施設の利便性向上を考え、住民サービスに努めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 今の答弁に対して再質問させていただきます。

本当に基盤整備部、一生懸命やっている努力は本当にこれは認めなければなりません。今の答弁にもありましたが、様々な対応していると。しかしながら、問題なのは、ごみ搬入先が遠い。岐南町の一番南。有料化については、ほとんどの人がもう仕方がない、やむを得ないという答えが返ってきますが、ごみ搬入先を何とかならないか。

そしてもう一つ、予約制。今も電話のオペレーターはパンクという感じで答弁がありました。やはり予約制なしでいつでも持ち込みできるような体制、こういったことはできないか。この2万6,000人おる町民の中で、搬入先がたった1か所、これには大きな問題があると思っています。

私は思うのは、町内3校区あります。その校区の中に町有地が存在しておるんで

す。その中で、その町有地の中に搬入先を決めてはどうかと。最低でも1か所、2か所。2か所あれば6か所になりますが、本当に高齢者の方々は持っていけない、誰かに頼まなければならない、こんな切実な声が聞こえてくるんですよ。

いろいろ聞いたと言われますが、出てこられた人に対しては聞けたけれども、出てこられない人に対しては聞けないんですよ、こういう声は。

だから基盤整備部に頼みたいことは、あるいは町長に頼みたいことは、岐南町の一番南ではなく、あそこは交通の利便性も悪くて、非常に危険な場所でもありますので、もう少し安全で無理なく捨てる場所を、捨てるといたらおかしいんですが、搬入先をできないか、これと予約なしで搬入できないか。この2つよろしく願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 山内寿和くらし安全課長。

○くらし安全課長（山内寿和君） 小島議員のご質問にお答えいたします。

ご提案のありました拠点回収を増やすことについてお答えいたします。

拠点を増やすことにより、人員配置、分別確認や安全管理、計量のための設備確保などが複数か所で必要となり、運営コストの増加や体制確保が課題となります。また、粗大ごみは品目が多様で、適正処理のための確認や周辺の交通騒音等への配慮も必要であることから、現行と同等の適正な受入れ体制を確保することが難しい面がございます。

本町といたしましては、まずは現行の自己搬入施設をより安全で利用しやすいものとなるよう、運用の改善を継続するとともに、令和8年4月からの有料化開始後の利用状況の変化も含め、住民の皆様のご意見を丁寧に把握してまいりたいと思います。

その上で、廃棄物処理対策協議会等において協議を継続し、利便性と持続可能性の両立を図りながら、よりよいごみ収集の在り方を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

予約につきましては、周辺の交通状況の観点から予約が必要であると考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 山内課長の答弁にはちょっと矛盾がありましたね。先ほどの答弁は、人員確保には大変時間がかかる、お金がかかるようなことを言っていました。今の搬入先は危険ですから予約が必要です。何ですかこれは。

この点については順次質問してまいりますが、今日はたくさんありますので、ちょっと先を急ぎます。

2番目の輪番制休日診療で羽島薬剤師会に補助金をとということで、よろしくお願

いたします。

輪番制薬局とは、地域住民が休日や夜間でも必要な医療を受けられるように、薬局が交代で当番を務める制度です。この制度が導入された背景には、医療提供体制の確保、薬局、薬剤師の機能強化、診療報酬上の評価等で、輪番制薬局は地域医療において欠かせない存在となっております。輪番制薬局が地域医療に貢献し続けるために、制度の見直しや地域全体での協力体制の強化が求められているところであります。

休日診療は、病院、医院、歯医者等の医療関係者には休日診療補助金が支払われておりますが、薬剤師会には支払われておりません。羽島薬剤師会の皆さんには、これを是正するために役員の方が来庁され、予算措置ができないか陳情されました。羽島薬剤師会の皆さんにはコロナ禍において大変お世話になりました。

また、学校環境衛生活動に注力され、評価点数が大幅にアップしたと聞いております。今までなかったことも不思議で、子供たちや住民のためにも町の真摯な対応を考えます。

この件につきましては質問いたしますが、笠松町は羽島薬剤師会に対する休日診療補助金を今年4月から導入すると聞いております。災害時や不測の事態に備え、協力してもらうためには岐南町も実施すべきではないかと考えますが、町の見解を問います。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 堀場康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀場康伸君） 小島議員の2項目め、輪番制休日診療で羽島薬剤師会に補助金をについてお答えいたします。

羽島薬剤師会への輪番制休日調剤対応に対する補助金については、令和7年12月に羽島薬剤師会羽島郡担当から、岐南町長に対しましてお願い文書が提出されたところでございます。

これに先立ちまして10月末に開催されました町長会の議題として笠松町から提出があり、羽島郡二町で協議を重ねてまいりました。その結果、幾つかの課題が明らかになったところでございます。

まず第1に、休日医科診療や休日歯科診療を伴う医療機関及び歯科医療機関につきましては、全医療機関が医師会または歯科医師会の会員であります。薬局につきましては、薬剤師会の会員でない薬局も医療機関の門前薬局として休日に開局している現状があり、その意味合いが異なっているという点がございます。当町においては、休日医科診療時に薬剤処方を行う薬剤師会会員薬局は5か所あり、非会員薬局は4か所、院内処方3か所と薬剤師会会員薬局のほうが少ない状況です。

第2に、薬剤師会が主導して休日当番体制の整備を構築していない現状がございま

す。医師会、歯科医師会はその事務局において休日の当番表を作成しており、全ての日程において確実に医療を提供できる体制を整備しています。しかし、薬局においては、全ての日程を薬剤師会会員の薬局で薬剤対応を行っているわけではなく、薬剤師会としての活動とは言えない状況となっています。

第3に、休日診療当番医の診療後の調剤については、薬剤師会の会員薬局、非会員薬局、さらには院内処方診療所があり、薬剤師会への補助では公平性が保たれないという課題がございます。

なお、当番でなくても休日に営業している調剤薬局はほかにもあり、必ずしも休日当番体制がなくとも薬剤提供は可能であります。

第4に、同じく羽島薬剤師会管轄の羽島市においても補助金を出していない状況であり、県内においても補助金を出している市町村は少ないという実態もございます。

こうした状況を踏まえ、休日当番薬局に対する補助金を薬剤師会に出す根拠が不明確である現状から、現時点では薬剤師会への補助は難しいと判断したところでございます。

議員ご指摘のとおりコロナ禍のワクチン集団接種におきましては、羽島薬剤師会には、薬剤師の派遣及び派遣表の作成、接種会場での薬剤充填など大変お世話になり、町民の健康を守るために多大なる協力をいただいたことは、本町といたしましても深く感謝しているところでございます。また、今後も災害時などにおいて対応していただくことの重要性につきましても、十分に認識しているところでございます。また、補助金の交付に当たりましては、地方自治法第232条の2の規定に基づき、公益性、公平性、そして費用対効果などを慎重に検証し、適切な判断を行う必要があると考えております。

したがって、本町といたしましては、羽島薬剤師会へ輪番制休日診療の補助金を出すことについては考えておりません。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 今の答弁を聞いて、非常に薬剤師会の人たちに対して侮辱するような発言がありましたね。特に2番、これは留保しておきます。

そして、感謝の言葉がありました。コロナ禍においては大変お世話になったと。本当にお世話になったんですね。今の会長さんは笠松在住ですが、岐南町さんのためにほとんど毎日来てもらいました。毎日顔を合わせました。本当に感謝してもし切れない、そんな薬剤師会の会長さんです。

少ないからといって、何かあるとき薬剤師会を通じて頼むじゃないですか。多くの補助金を出せと言っているわけではないんですよ。ほんの僅かです。今日に比べた

ら、医者や歯医者に比べたらほんの僅か1万円です。何でか。これだけお世話になって切り捨てるということは、本当に人としていいのかと。お世話になった人に本当に土足で蹴り上げるような感じですよ。

もう一度だけ伺いますが、侮辱するような言葉を慎んでいただきたい。これは薬剤師会の会長さんから直接今日も何回もメッセージが来ておりますが、それはちょっと見せられません。そんな感じの中であって、もう少し考えてみたらどうかと。

ほんの僅かなことですよ、これでいざ災害のときに薬剤師会の皆さんに協力してもらえるなら、こんな安いものはないじゃないですか。今回100億円超えるような予算をつくっておりますが、ほんの微々たるものですよ、増えたって。無駄な金がいっぱいありますよ。それは特別委員会の中でも追及していきませんが、なぜこの金額を補助金を出さないのか意味が分かりません。再度答弁をお願いします。

○議長（加藤雅浩君） 時計を止めてください。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

堀場康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀場康伸君） 小島議員の再質問についてお答えします。

先ほど侮辱した発言が答弁の中にあるということでしたけれども、そういった認識はございませんので、第2の薬剤師会の休日当番制の整備の関係のところでございますけれども、そういった意図はございません。

また、羽島薬剤師会の輪番休日制調剤対応に対する補助金については、先ほどの答弁のとおり幾つか課題があるということをお答えさせていただきました。今後、羽島薬剤師会が主導して、休日当番体制の整備の構築や全ての休日・祝日において調剤対応を図る体制が整うなど、課題が解決された場合には、改めて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 3番目の健康維持と災害対策に備えて、総合体育館にエアコンを。

体育館にエアコンを設置することは、屋内競技における熱中症事故を防ぐ最も有効な手段であります。体育館に空調設備が整っていれば、運動するのに適切な温度と湿度を維持できるため、熱中症のリスクを大きく下げることができます。

また、体育館は大規模災害時に避難所となり、住民にとって重要な施設です。災害時に備えて体育館にエアコンを設置することは、避難者の安全と健康を守る上で非常に重要であります。

近年、夏の猛暑や冬の厳寒は厳しさを増しております。エアコンのない体育館内では、熱中症や低体温症のリスクが高まります。こうしたリスクがあるにもかかわらず、いまだ設置しない理由、そしてなぜ設置しないかを伺います。

1. 体育館は避難所に指定されており、エアコンを設置し、避難者の身体的・精神的負担を軽減するのは行政の責務であると考えますが、町の見解を伺います。

空調設備の不足や故障など、現状においても問題があります。町はこの問題に対応できているかを伺います。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 小島議員の3項目め、健康維持と災害対策に備えて総合体育館にエアコンをの1つ目のご質問、総合体育館は避難所に指定されているため、エアコンを設置し、避難者の身体的・精神的負担を軽減するのは行政の責務であると考えますが、町の見解を問うについてお答えいたします。

岐南町総合体育館は、昭和54年に建築され、メイン施設である競技場が2階にあり、1階には卓球場、柔道場、剣道場、トレーニング室など、複数の競技ができる施設となっております。

また、体育館は、地震災害や風水害時の指定避難所となっております。収容人員は、319人で2階に広い競技場があることから、水害に対しても避難者を多数収容できる重要な施設となっており、想定最大規模の浸水被害でも木曾川以外は対応できるものとなっております。

体育館に空調設備は設置しておりませんが、災害時の避難所として、避難者が安心安全な避難生活ができるよう環境を整備し、避難者の身体的、精神的な負担を軽減することが必要であると考えております。

本町は、災害時において、避難所などで必要となる資器材の速やかな配備と避難生活の安定を図るため、災害時等における資器材の供給協力に関する協定を複数の事業者と締結しております。供給される資器材は、照明機器や仮設トイレなどがあり、必要に応じて避難所へ供給を要請し、対応してまいります。また、高温期の熱中症や低温期の防寒対策として、冷暖房機器も供給できる事業者もあり、避難者が安心安全な避難生活ができるよう努めているところでございます。

次に2番目のご質問、空調設備の不足や故障など、現状においても問題がある。町はこの問題に対応できているのかを問うについてお答えいたします。

現在、体育館に空調設備を設置していない理由につきましては、建築当時、体育館のように天井が高く広い空間への空調設備の設置が全国的に行われていない時代であり、初期投資費用や維持管理費用、施設の使用頻度など幾つかの要因があったのではないかと推測されます。参考までに、本町の小・中学校体育館の空調設備は、令和2年度に設置している状況でございます。

体育館は、建築から45年が経過しており、平成22年に大規模改修と耐震工事を実施しましたが、建物や設備はほかの公共施設も含め老朽化が進んでおります。体育館に空調設備を設置する際は、本町全体の公共施設の在り方や改修・維持管理費用などの長期財源計画を踏まえ、費用対効果を検証するなど総合的に検討する必要がございますが、現時点において設置することは考えておりません。

設備などが故障した場合は、岐南町体育施設等指定管理運営業務仕様書にあります本町と指定管理者の責任分担に基づき、施設、設備が損傷したときの対応は、1か所につき税込み20万円未満の場合は指定管理者が、20万円以上は本町となっております。利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設・設備を常時適切な状態に維持管理するよう努めているところでございます。

体育館は、令和8年度から5年間、引き続き指定管理制度を導入いたします。指定管理を行う事業者から、熱中症対策としてスポットクーラーを導入する提案を受けております。利用者が安心・安全に施設を利用できるよう対応してまいります。

町といたしましても、スポットクーラーに限らず、利用者が快適な環境で利用できる施設となるよう検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 3番目の再質問いたします。

話を聞いていますと、いろいろな業者と協定を結んでいるから大丈夫だと。本当に岐南町、災害らしい災害が来たことないんですよ。2030年までには東海・東南海地震が来ると、大地震が来ると言われておりますが、本当にそういう目に遭ったことないから、のほほんとやっているんですよ。

体育館の温度調整は命に関わることなんですよ。様々な人が来ます。妊婦さんも来れば持病を持った人もおるし、乳幼児の皆さんも来るでしょう。そうした中で、例えば真夏の暑い中、クーラーもなかったらどうなるんですか。すぐ対応できるという話ですが、果たしてその業者も駆けつけてくれるかどうか疑問なんですよ。

まず、今の考え方は、まず自分の命を守れと言ってますね。まず自分の親族も確認してから多分来ます。となると、誰が矢面に立つかと、役場職員なんですよ。それも岐南町在住の役場職員、町外の人たちは申し訳ないけれども、緊急時は来られませ

ん。そういうことも含めて考えての答弁か。そうではないんですね。平常時の安全な答弁なんですよ。

どの地区でもこんなこと今まで遭ったことない、聞いたこともない大災害来るんですよと言われるんです。岐南町だっていつ来るか分かりません。

備えあれば憂いなしで、やはり町民の生活、健康維持を守るためにも、あそこは避難所になっておりますので、例えばお金を出すのが嫌だったら、国からの補助をもらうという手があるんですよ。よく聞いてくださいよ、小野木さん。緊急防災、緊急事業債、これが国からもらえる避難所としての補助金がもらえるんですよ。そういうのを活用してください。そういう答弁がなかったんですよ。

岐南町は何か補助金もらうの嫌いなんですよ。僕は経験しましたけれども、たくさん書類書くの嫌みたいですね。

そうではなくして、できるだけ少ないお金で余ったお金は町民の生活に回す。そういう工夫をしなければこの町は立ち行きませんよ。たまたま44億円という町税があるけれども、いつまで続くか分かりません、これははっきり言って。

できるだけ国の予算がある以上は国の補助金を使う、そういうことを常に視野に入れながら防災問題に取り組む、そういう姿勢が見られないもので、ちょっと再質問させていただきましたが、小野木部長、その辺ところを含めて再質問の答弁をお願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 暫時休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 0時08分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられました緊急防災事業債についてでございますが、これは起債でございます。この起債を使用する際は、将来の財政負担となりますので活用に関しては慎重に検討してまいりたいと考えております。

体育館に空調設備を設置する際は、本町全体の公共施設の在り方や改修維持管理費用などの長期財源計画を踏まえ、費用対効果を検証するなど総合的に検討する必要があります。

検討する際につきましては、補助金を活用するなど対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 4項目め、元部長の退職に疑問。

2024年6月14日付、毎日新聞に掲載された記事です。

元福祉部長は毎日新聞の取材に応じ、町の意向で任期満了前に退職させられたと証言しております。元部長は取材に本意ではなかったと話し、町の説明を否定していません。元部長から副町長との4月22日のやり取りの資料をもらいました。以下、そのやり取りの全文です。

副町長。5月以降も部長を雇用継続してもらうように町長に話してみたけど無理やった。

部長。そうでしたか。もしかしたらと思って覚悟していましたが、トップの方針なので従うしかありません。

副町長。急にこんなことになって本当に申し訳ない。来月以降どうするの。

部長。全く白紙です。

副町長。退職届を書いてもらわなあかんよ。

部長。分かりました。

この2人のやり取りから働く意思があったにもかかわらず、任期途中で辞めさせられたとは元部長の弁ではあります。これに対する副町長の所見をお伺いします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） 小島議員の4項目め、元部長の退職に疑問についてのご質問についてお答えいたします。

本件は、令和6年9月に羽島郡広域連合公平委員会が審査請求を却下した元職員に関する事案であることを認識した上で、お答えいたします。

本件につきましては、元部長本人から退職届の提出があり、町としてはその届出の内容及び当時の経過を確認した上で、本人の意思によるものとして受け止め、退職を承認したものでございます。

なお、ご質問の中で示されている私と元部長とのやり取りにつきましては、当時の実際の発言内容や趣旨と異なる点が含まれており、私としては、部分的な発言内容であると認識しております。よって、このときの個々の発言の一部のみを取り上げて判断するのではなく、退職に至るまでの一連の経過全体を踏まえて整理する必要があると考えております。

その点も含め、一連の経過全体については、第三者機関である羽島郡広域連合公平委員会において中立・公正な審査が行われ、退職は本人の意思に基づくものであり、

法律上の意に反する不利益な処分には当たらないとの判断が示されております。

私といたしましては、元部長の本意は分かりませんが、この第三者の判断を踏まえ、当時の町の対応は法令に照らして適切であったものと認識しております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 元部長の退職なんですけど、やはり退職時期が皆さんおかしいと思いませんか？ 普通なら3月末、本人がまだやる気十分だったんですよ。僕が辞めたのは2年前のあしたなんです。その前も残りますからお願いしますと。今度の町長誰なのか知りませんが、まあ大丈夫でしょうと言って、副町長もその意向でおったんですよ。僕の下で働いてくれた副町長の言葉ですけども、元部長の話を知ると、ほぼあのおりですと、これを確認しております。行き違いがあった云々はありませんということではありますが、物の捉え方が違うかもしれませんけどね。あのおり。

何が言いたいかというと、やはり途中で辞めさせられたという大きな深手を負ったんですよ、彼も。3月で辞めるというならまだ分かります。4月末で辞めた。おかしくありませんか。少なくとももう1年だけ勤めさせてもらえれば、こんなことはなかったと。

第三者委員会の公平委員会云々とありましたが、彼は取り下げたんですよ。その理由はこの場では申し上げられません。ひっくり返りますから。そのことだけは言っておきます。取り下げたんですよ。自ら放棄したということでもありますので。訴えられたほうの勝ちということになりますわね、当然。

そこら辺を含めて、これはやはり自主退職ではないと、辞めさせられたのではないかということを強調してほしいと。代弁なんです、彼の。

副町長は第三者委員会の公平委員会の決定に基づいて正当な判断ですという答弁でしたが、もう少し深く掘り下げると、いろんな事実が出てくるんですよ。表向きはそれでいいんですけども、彼の無念を伝えるためにこうして発言してほしいという要望があったので発言しておりますが、これはあくまで強制退職だと私は思っています。彼と一緒に。

そこら辺も含めて、あくまで自主退職と言われるんなら、その根拠を再度答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

元部長に働く意思があったか否かということは、部長の心のうちのことでございますので、私の思いはあくまで推測になってしまいますので、この場で申し上げること

はできませんが、仮に働く意思があったとしても、その後、日付を置くことなく退職届を提出されたということは事実であります。

よって、その退職届につきましては、元部長自身の意思ということで受け止めまして、町としてはその意思に基づいて退職を承認いたしました。

もちろん、繰り返しますけど、当時の元部長がどのように感じていたかというのは、私たちの想像になってしまいますので、そこは申しませんが、法的に見て問題がなかったとされて判断しておりますので。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 副町長も胸のうかが苦しいかと思いますが、本当に在職中はよく頑張ってくれましたので、これ以上は言いませんが。

5番目の質問ですが、時間外勤務手当と時間外勤務命令簿の存在ということで、前回の質問の回答で、時間外勤務は原則として事前に所属長による命令簿に基づき厳格に管理されるべきものであり、町としてもその原則は理解しております。また、朝礼の5分間は時間外勤務として認識されていなかったため、時間外勤務命令簿は作成されておられません。それと、客観的な証拠によって時間外勤務命令簿がなくても不正支給には当たりませんと答弁がありました。これは当時の責任者として納得できず質問いたします。

1つ、朝礼の実施日や指揮命令の内容を特定するために、客観的証拠に基づいた詳細な事実確認の資料の提出を求めます。

2. 過去に職員の時間外労働が行われていたにもかかわらず、それを適正に把握し、対価を支払わなかったとの答弁について、改めて説明を求めます。

3. 勤務命令書の作成を町は単に形式的な手続と認識しているのでしょうか。それについて対応をお伺いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 小島議員の5項目め、時間外勤務手当と時間外勤務命令簿の存在の1番目のご質問、朝礼の実施日や指揮命令の内容を特定するために、客観的証拠に基づいた詳細な事実確認の資料の提示を求めるについてお答えいたします。

朝礼の実施日指揮命令の内容を特定するための客観的証拠についてでございますが、今回の時間外勤務手当の算定に当たりましては、職員のパソコンへのログイン時間を基礎資料として使用いたしております。

具体的には、職員が登庁時に必ずパソコンの電源を入れて出社を押すよう指示しておりますので、サーバー上に記録されたログデータにより、各職員の出勤時間を客観的に確認することができております。このログデータにつきましては改ざんができません。

いシステム上の記録であり、客観性が担保されております。

また、これまでもご説明申し上げましたとおり、指揮命令の根拠となる資料につきましては、令和3年2月26日開催の部長会議の資料がございます。この資料には、当時の町長から全部長に対し、「朝礼は必ずやってくれ。8時25分から」という旨の指示が明確に記録されております。

行政組織におきまして、部長会議は町的意思決定を全庁に伝達する極めて重要な公的な場でございます。ここでの町長の指示は、組織全体への職務命令としての性質を持つものであり、部長会議を通じて各課長に伝達され、さらに全職員に周知されたものでございます。

これらの客観的証拠、すなわちパソコンのログデータという勤務実態を示す記録、そして部長会議資料という指揮命令の記録、これらを総合的に判断いたしまして、令和3年3月1日から時間外勤務手当を支給すべきものと判断いたしましたものでございます。

2番目のご質問、過去に職員の時間外労働が行われていたにもかかわらず、それを適正に把握し対価を支払わなかったとの答弁について改めて説明を求めるについてお答えいたします。

適正に把握し対価を支払わなかったという表現につきましては、当時の管理体制において、朝礼の5分間を労働基準法上の労働時間として算入すべきという認識が不足していたという客観的な状況を説明したものでございます。

当時は、朝礼を職員間の情報共有を図るための慣例的な取組として捉えており、時間外勤務命令の対象外として運用されておりました。しかしながら、労働基準法第32条における労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、最高裁判所の判例におきましても、たとえ短時間であっても、使用者からの指示により参加が義務づけられ、拒否することができない時間は、これは使用者の指揮命令下にある時間であり、つまり労働時間に該当するとされております。

今回の「朝礼は必ずやってくれ。8時25分から」という指示は、職員に対して義務づけられたものであり、明確な指揮命令下にあったものでございます。したがって、本来支払われるべき時間外勤務手当が長期間にわたり未払いとなっていた事実は否定できず、町といたしましては、この状況を是正し、労働基準法を遵守するために、今回の遡及支給を決定したものでございます。これは、行政として現在の法的基準ののっとり、適正な労務管理を行うという責任を果たすための判断でございます。今後は、このような事態が二度と起こらないよう、労働時間管理の徹底と、法令遵守の徹底を図ってまいります。

3番目のご質問、勤務命令簿の作成を、町は単に形式的な手続と認識しているかについて問うについてお答えいたします。

町は、時間外勤務命令簿の作成を単なる形式的な手続とは決して考えておりません。むしろ、適正な公金支出と職員の健康管理を行う上で、最も重要かつ遵守すべき行政運営上の原則であると認識しております。

時間外勤務は、原則として事前に所属長による命令簿に基づき厳格に管理されるべきものであり、町といたしましてもその原則は十分に理解しております。しかしながら、労働法令の解釈におきましては、この手続よりも実態が優先されるという原則がございます。労働基準法第32条における労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれているものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものでございます。したがって、たとえ命令簿という書類が作成されていなくても、現実に上司の指示による労働が行われていたのであれば、使用者である町は対価を支払う法的義務が生じるものでございます。

今回のケースにつきましては、時間外勤務命令簿が作成されていないという手続上の不備があった一方で、町長からの指示により全職員が朝礼に参加していたという客観的な労働の実態が存在いたしました。この実態を無視して、命令簿が存在しないことを理由に支給を行わないことは、労働基準法に違反することになります。これは町がさらなる法的リスクを負うことになります。したがって、時間外勤務命令簿の重要性を十分認識した上で、本件に限りましては、客観的な証拠に基づく労働実態を踏まえ、法令遵守の観点から支給を判断したものでございます。

今後は、このような手続上の不備が生じないように、時間外勤務命令簿の作成を含め、事前命令の徹底を厳格に行ってまいり所存でございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 今の服部部長の答弁、もっともらしい答弁ですが、労働法って労働基準法って、公務員に該当しますか。何が労働法32条。公務員というのは地方公務員法で守られているんですよ。なぜかという、国民、県民、市町村民が安心して暮らせるように、特別に地方公務員法に守られているんですね。なぜかという、例えば憲法28条、労働者の団結権が認められておりますが、これは労働三権という非常に労働者にとっての有利な権利があるんですよ。それを行使されると、公務員はどうなります。町民、市民、県民どうなります。例えば、緊急で救急車が来たり、消防車が来たり、あるいは緊急に何か書類を取りたいといったときに、役場がストやっておったり、停止していたらどうなります。だから、そういうことのないように地方公

務員法で守られているんですよ。労働法とか労働基本法とか一切関係ないんですよ。一応ありますが。

地方公務員には地方公務員法というのがあります。地方公務員第58条をよく調べてください。そして、地方公務員法第3章第4節、第24条第6項を調べてください。これは公務員の勤務体制、勤務時間のことをしっかり書いてあります。というようなことを踏まえて、何回言っても分かってくれようとしな。自分たちがやったことに対して、あくまでも押し出そうとしているというのはありありですが、そうではないんですよ。

例えばパソコンのログデータは改善できない。システム上の記録と答弁がありました。ならばそのログデータを令和3年度分だけでもよいから開示してもらいたい。1年分。令和3年の3月1日から始めたというなら、1年分だけでいいから出してください、全員の。全員の根拠を、客観的な根拠がありますという答弁がありましたね。出してください。

当時の総務部長は……。

○議長（加藤雅浩君） 小島議員は発言を終了してください。

服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 小島議員の再質問にお答えをいたします。

地方公務員に労働基準法が全面適用されないという点はおっしゃられるとおりでございます。しかしながら、労働基準法が直接適用されないということと、その時間が労働時間に当たるかどうかというのは、これは別の問題であります。

前回ご指摘をいただきました三菱重工長崎造船所事件につきましては、これは民間事案ではございますが、同判決が示したのは、指揮命令下にある時間は労働時間であるという、これは一般的な判断基準でございます。これは地方公務員であっても勤務時間に該当するか否かを判断する以上、実態として任命者の指揮命令下にあったかどうかという観点は避けては通れません。したがって、判例が直接適用されないことをもって判断基準としても参照できないというのは、これは法理上妥当ではないというふうに考えます。本町につきましては、この法令の適用が問題ではなく、勤務の実態として評価を整理したものでございます。

なお、ログデータにつきましては、こちらにつきましては手続を踏んでいただければお示しをすることができるかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） ここで昼食のため暫時休憩といたします。午後1時40分から再開いたします。

午後 0時32分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 8番議員の渡邊です。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、自治会から健康と暮らしについてご質問いたします。

岐阜県では、ぎふモーニングプロジェクトとして、喫茶店のモーニング文化を広くし、大会参加者や県民の皆様をはじめとした多くの方々に、おいしい、楽しい、わくわくする体験を提供することを目的としたプロジェクトを行っており、2025年に開催されたねりんピック岐阜2025を契機に、人生100年時代の健康づくりを推進し、ねりんピックのテーマである健康長寿を県全体に広げていく取組でもあります。

このプロジェクトを通じて、大会の開催機運を高め、世代を超えて楽しめる地域づくりを目指しており、世代を超えた地域づくりには自治会とのつながりも必要だと感じております。

1. 現在、岐阜西濃地域を中心に約20店舗の喫茶店で実施しておりますスマートフォンの健康管理アプリを使うことで、健康づくりに期待の高いプロジェクトです。

現在、全国のみならず岐南町でも子供の減少が始まっていて、定員割れもしていますので、保育園の空き教室を使って高齢者から保育園に通う保護者など、ご近所付き合いできる場所として保育園を開放し、モーニングができる環境にすることで、多世代交流と健康増進、そして地域にも密着できると思いますので、保育園と協議していくべきではありませんか。

2. 以前にも一般質問させていただきました自治会アプリですが、先進的な取組を行っている自治体の事例の調査・研究や、自治体アプリを作成している民間事業から情報収集し、自治会アプリの作成も含め、町として先進的な取組を進めていけるよう検討してまいりますとのことでしたが、現在どこまで研究しているのか教えてください。

3. 自治会アプリをつくるなら、ぎふモーニングプロジェクトなどのスマートフォンの健康管理アプリを使っていることで健康づくりを推進しておりますので、岐阜県の健康管理アプリを導入されたり、コミュニティタクシーも予約できたり、自治会サークル活動など様々な使い道はご近所さんとのつながりだけでなく、災害時の連携や健康増進にもつながりますので、自治会アプリを検討すべきではありませんか。以上

です。

○議長（加藤雅浩君） 堀場康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀場康伸君） 渡邊議員の1項目め、自治会から健康と暮らしについての1番目のご質問、保育園を開放し、モーニングができる環境にすることで、多世代交流と健康増進、そして地域交流を促進する考えはないかについてお答えいたします。

多世代交流は、地域の絆を深める大変重要な要素であると認識しております。近年、地域の高齢者が孤立しているという問題が取り上げられており、地域でのつながりを強化することが求められております。

保育園を開放し、ご提案のモーニングのような気軽に立ち寄れる機会を設けることで、保護者や地域の高齢者が集う場として活用することができます。このような日常的な交流の場が生まれることにより、子供たちと高齢者との交流が促進され、相互扶助の精神が生まれるとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することが期待できます。

また、子供と高齢者が共に時間を過ごすことで、子供たちにとっては高齢者から知恵や経験を学ぶよい機会となり、高齢者にとっても子供たちとの関わりが生きがいや健康増進につながるものと考えております。具体的には、モーニングを楽しみながら、手作りの遊びやお話を通じて、双方の世代が交流できる活動を提供することも見込まれます。

しかしながら、保育施設につきましては、保育事業者に無償譲渡されておりますことから、施設の活用については保育事業者の判断に委ねられることとなります。

町といたしましても、地域に根差したサービスが展開されることを心から期待しております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 渡邊議員の2番目の自治会アプリの作成も含め、町としての先進的な取組と現状と3番目、岐阜県健康アプリとのリンク、コミュニティタクシーも予約、自治会サークル活動など災害時の連携や健康増進にもつながる自治会アプリを検討すべきではに関しましては関連がございますので、併せてお答えいたします。

令和6年6月議会におきまして、本町は、先進的な取組を行っている自治体の事例調査や、自治会向けアプリを提供している民間事業者から情報収集を進めていく旨を答弁してきたところでございます。

その後の取組状況といたしましては、他自治体における自治会活動のデジタル化の

事例について情報収集を行うとともに、自治会向けアプリを提供している複数の民間事業者から説明を受け、基礎的な調査を実施いたしました。

こうした調査を通じて、デジタル化の必要性や有効性については一定の理解を深めてきたところですが、住民の利用環境や高齢者への配慮、運用体制の確保に加え、自治会活動において町民一人一人がデジタル化を活用して取り組むという共通認識の下、十分な合意形成を図ることが重要であると認識したところがございます。あわせて、説明を受けた事業者からは、町内34自治会全体で年間100万円ほどの運用費用が示されており、コスト面において慎重な検討が必要であると考えます。

現時点におきましては、町独自の自治会専用アプリの導入について、持続性などの面においても課題があることから、慎重に判断すべきであると考えております。

一方で、自治会活動のデジタル化における情報共有や連絡体制の充実は重要な課題であるため、今後につきましては、多くの住民が既に利用している既存の無料アプリであるLINEを有効に活用できるよう、自治会長会議等を通じて事例などの紹介や周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、議員ご提案の健康管理機能や交通予約機能、サークル活動の連絡機能など、連携させた多機能のアプリの活用につきましては、住民の利便性向上につながる有意義な視点であると考えますが、先ほどと同様に、費用面や町民合意形成の面で本町で導入を進めることは困難であると考えております。

これに関しましても、現時点で新たなシステムの構築を前提とするのではなく、無料で活用できる既存のアプリの活用をお願いしたいと考えます。

今後も自治会活動の活性化に向け、費用負担や実効性を十分に考慮しつつ、引き続き調査・研究を進め、持続可能な仕組みづくりに努めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 2つ目は、育児支援制度と今後の保育園の課題についてご質問させていただきます。

育休退園とは、育児休業中に上の子が保育園を退園させられる制度で、特に保育士不足が理由とされていますが、岐阜県においては42市町村中16市町村でこの制度が実施されており、親たちから不満の声が上がっております。

育休退園が必要とされる理由として、1. 保育士の人材不足。保育士が不足しているため、保育園の受入れ枠を確保する必要性。

2. 待機児童問題。特に都市部で深刻な待機児童問題を緩和するための一時的な措置。

3. 家庭での育児の必要性。育児休業中は家庭で育児ができると判断されているため。

逆に育児対応の問題点は、1. 保護者の負担増。産後の保護者が乳児と上の子の両方を同時に育児する負担が大きい。

2. 復職への影響。職場復帰時に子供全員が再入園できるか不確実で復職準備が困難になる。

3. 子供の環境変化。上の子が慣れた保育園環境から突然退園させられることで、精神的な負担がかかる可能性がある。

こうしたことから、少子化が加速する現在、子育て家庭の不安と負担が増し、育児中にもかかわらず心身の余裕が失われることから、育児中も上の子の継続利用を求める自治体も多くなってきております。

また、今後、園児が少なくなれば、保育士不足ではなく、保育士を辞めていただかなければならない状況にもなります。

1. 保育ニーズ、保育士の人材確保、施設定員数の状況、待機児童の予測など、どうなっておりますか。

2. 岐南町では、令和7年から新たに親の就労の有無に関わらず、こども誰でも通園制度を開始していることから、育児中であっても柔軟な保育支援をし、大垣市のように育児退園制度を見直す時期になっているのではありませんか。

3. 障害や発達遅れのある園児は増え続けておりますが、加配保育の先生が少ないとも聞いております。加配保育の重要性から考えて、加配保育の先生を採用できる基準を定めるべきではありませんか。

4. 学校をはじめ、各施設の老朽化が進んでいる中、保育園も老朽化が進んでおり、無償対応しているので、修理に関する補助金はどのように考えておりますか。

ご返答のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 渡邊議員の2項目め、育児支援制度と今後の保育園の課題についての1番目のご質問、保育ニーズ、保育士の人材確保、施設の定員数の状況、待機児童の予測などはどうなっておりますかについてお答えいたします。

町内保育施設の令和8年2月1日現在の利用状況については、3歳以上児は620名の定員に対し529名の利用、ゼロ歳から2歳児については271名の定員に対し226名の利用と利用者数が定員に達していない状況であります。

ただし、3歳未満の保育を利用している人数は、令和5年度178名、令和6年度190名、令和7年度228名と対象人口が減少しているにもかかわらず増加しておりますの

で、依然保護者のニーズとしては高い状況と考えます。

このニーズがある中、保育事業所においては、保育士の確保が依然厳しい状況であると聞いております。

待機児童につきましては、現時点では出ておりませんが、町といたしましては、人材確保が子ども・子育て支援の土台であると考えておりますので、その確保の方策として、既存の町単独の補助金や現状に合った支援策を考えるなど、効果的な支援ができるよう努めております。

今後も、人口動態や社会情勢に鑑みながら、保育ニーズに対応できるよう努めてまいります。

次に、2番目のご質問、大垣市のように育休退園制度を見直してはについてお答えいたします。

現在、本町では、保護者が育児休業を取得した場合、3歳以上児は保育施設を退園することなく利用を継続していただいておりますが、3歳未満児については保育施設を退園していただいております。

育休取得で3歳未満児の退園を見直すことは、復職時の保育の確保や育児休業中の子育て世代への負担軽減につながる重要な課題と認識しております。

しかし、現状、共働き、独り親家庭の増加や育児休業明けで職場復帰する保護者の増加などから、未満児の保育ニーズは高く、定員に空きがある保育施設が限られていることなどから、育休退園の廃止を今すぐ行うことは困難な状況と考えております。

ただし、育休の見直しは必要であることも認識しておりますので、慎重に検討しながら改善していきたいと考えております。

次に、3番目のご質問、障害や発達遅れのある園児のために、加配保育専門の先生を採用できる基準を定めるべきではについてお答えいたします。

発達支援を必要とされる児童が増えている中、保育現場でも個別の支援が必要な児童が増えていることは認識しています。

保育事業所が安心して児童を預かれるよう、国・県の補助金のほか、町の単独事業として発達支援を必要とする児童に対して保育士もしくは子育て支援員を配置した場合、1人につき常勤保育士月20万円、子育て支援員月10万円を施設に補助しております。国・県の補助金だけでは補填できない部分を補い、保育事業所が発達支援の必要な児童に対応できる体制を整えております。

4番目のご質問、学校をはじめ各施設の老朽化が進んでいる中、保育園も老朽化が進んでおりますが、修理に関しての補助金はどのように考えているのかについてお答えいたします。

各保育園の老朽化が進んでいることは認識しております。各運営法人では、施設の長寿命化や保育環境の向上に努めていただいております。町といたしましても、それらに対しての国や県の補助金を最大限活用し、予算の措置、執行を行ってまいりました。

今後も、各園から必要な修繕箇所や増改築に関する要望を伺いながら、国や県の活用可能な補助金の情報を継続的に調査・収集し、必要に応じて予算措置を講じてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 8番議員の渡邊です。

議長のお許しを得ましたので、再質問させていただきます。

4つ目の修理に関する質問です。

確かに定期的な大規模修繕なら国、県、岐南町と補助金は出ますが、一般的な住宅を安価で効率よく長もちさせる方法としては、悪くなったところから迅速に対応することが必要以上にお金をかけず、効率よく長もちさせる方法です。つまり、あまり悪くなっていなくても、耐久年数が経過するタイミングで大規模修繕工事をすることは税金の無駄遣いになるとも感じますので、他市町村のように軽微な修繕に補助金をつけて効率よく長もちさせる方法を考えていくべきではありませんか。

ご返答のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 渡邊議員の2項目め、育児支援制度と今後の保育園の課題についての再質問、軽微な修繕に補助金をつけて効率よく長もちさせる方法を考えてはどうかについてお答えいたします。

保育施設の改修などの基本的な町の補助金の考え方は、さきにも述べましたとおり、国等の補助金に該当するような大規模な修繕や改修を予定しておりますので、緊急性の高いものにつきましては、町といたしましても予算等の関係上、対応は難しいものと考えております。

そのため、事業所には改修や取替えなどについては計画的に検討していただき、対応してまいりたいと伝えております。

しかしながら、今後、緊急性の高い、また軽微な修繕につきましては、施設の老朽化に伴い増える可能性がありますので、町として単独で支援していくのかも含め、近隣市町の状況を把握しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（加藤雅浩君） 4番 長谷川 淳議員。

○4番（長谷川 淳君） 4番議員 長谷川です。

議長のお許しをいただきましたので、分割質問方式にて大きく3項目質問させてい

ただきます。

まず1つ目、防災について。

岐南町においては、毎年11月に東、西、北の各小学校の体育館や各町民センターなどで防災訓練を行っています。

各自治会から正・副自治会長、班長を中心に参加していただき、簡易トイレの設置や居住スペースの作成などを実際に行っていただいております。私も消防団員として説明する側で参加しておりますので、住民の方々から様々な質問や要望をいただきます。

その中で、今回は2つ質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目は、総合防災訓練の開催時期をもっと早められないかということです。

岐南町において自治会長の任期は4月から翌年の3月までがほとんどだと思えます。4月に新しい自治会長が就任されて、現在11月に開催している防災訓練までに、もし発災した場合、対応できないのではないかという懸念があります。歴代の自治会長や班長経験者が必ず避難所に避難されるとも限りません。ですので、4月5月は忙しい時期だとは思いますが、新年度の早期開催を望みます。

2つ目の質問は、初期に必要な防災備品を小学校の敷地内に備蓄できないかということです。

私は過去にも東校区に防災倉庫を設置すべきだという考えを述べてきました。現状、防災コミュニティセンターの駐車場の敷地内に一応は防災倉庫がある状態にはなりました。

しかし、住民の方とその後の話をしていると、液状化現象が起こった場合、防災コミュニティセンターまでにも取りに行けないだろうという意見を結構いただきます。数日前も新聞で岐南町の新年度予算の一覧を見た方から直接意見もいただきました。子供の居場所づくりも非常に分かる。分かるけれども、この学校の敷地内に防災備品を置くということは、命に関わることだから何とかならないかという意見でした。

以上2点、総合防災訓練の開催時期をもっと早められないか。2つ目、初期に必要な防災備品を小学校の敷地内に備蓄できないか。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 山内寿和くらし安全課長。

○くらし安全課長（山内寿和君） 長谷川議員の1項目め、防災についての1番目のご質問、総合防災訓練の開催時期を早めることはできないかについてお答えいたします。

本町では、例年11月に町職員の訓練と自治会に向けた総合防災訓練を実施しております。訓練内容は、3年前から町の防災備品を使つての住民主体の避難所設営を想定

し実施しております。

また、総合防災訓練の開催時期や内容については、各校区から選出された防災委員の会議で協議された後、自治会長会議に諮られ決定されます。

しかし、議員ご指摘のとおり、近年の災害発生頻度の増加を踏まえると、早い時期で防災訓練を実施し、様々な状況下での対応力を高めることが、町民の皆様の防災意識の向上のためにも意義があると考えております。

本町が考えている総合防災訓練の目的は、住民自らが自分の命は自ら守る「自助」、お互いを助け合う、協力体制を築く「共助」との共通意識を持ち、避難所において自治会と避難住民及び行政が相互に連携することにあります。そのため、円滑な避難所運営を実施する訓練として、避難所運営に関する知識の習得と防災備品設置技術の習熟を目指し自治会の防災リーダーを育成することや、地域住民に防災についての意識を高めてもらうことを目標としています。

特に11月は全国で防災と減災の月とし、多くの自治体において防災関連の活動が行われる時期でもあります。このため、当町においても11月に防災訓練を開催することは、地域住民への防災意識の普及向上を図る上で意義深いことと認識しておりますので、次年度以降につきましても開催時期を変更することは考えておりません。

しかしながら、町では、総合防災訓練とは別で、自治会単位の防災訓練も実施しております。

4月の自治会長会議において全自治会長へご説明し、早い自治会では6月当初に実施してみえる自治会もございますので、出水期前や年度当初に実施したい自治会については、こちらを活用していただくことを推奨いたします。

続きまして、2番目のご質問、初期に必要な防災備品を小学校の敷地内に備蓄することはできないかについてお答えいたします。

現在、防災備蓄品の保管については、西小校区には防災備蓄倉庫、北小校区には中央防災備蓄倉庫がございます。また、東小校区にはスポーツセンター駐車場にある倉庫を備蓄庫として利用できることから、3校区全てに備蓄庫が設置されることとなります。

ご質問の小学校の敷地内に備蓄するには、空いている倉庫部分や空き教室、体育館近くに倉庫を設置するなどが考えられますが、新たな防災倉庫を設置する場合は、その建設・維持に係るコストも考慮する必要があり、現状では適切な設置場所がないという課題や、鍵の管理、倉庫の維持管理といった様々な課題を解決しなければなりません。

さらに、災害は地震だけでなく水害も想定されるため、各防災備蓄倉庫のように上

階があり、食料等を2階以上の場所に備蓄できる場合はいいですが、ぬれてしまうと使用できない備品は備蓄することができないため、現状で備蓄できるものとしてはぬれても使用できる仮設トイレやマンホールトイレのみであると考えられます。

また、指定避難所となっている各小学校のグラウンド敷地内における防災備蓄庫の設置については、国庫補助事業で整備した校庭貯留施設としての機能も有していることから、その場所については制限されます。

以上のことから、防災備品を小学校の敷地内に備蓄するためには多くの課題があり、実施にあっては容易ではありませんが、議員ご指摘の初期に必要な備品や搬出に苦勞する大型備品などを精査しつつ、リスク分散の面からも必要性については十分に認識しておりますので、今後も学校施設関係者との協議も含め、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 4番 長谷川 淳議員。

○4番（長谷川 淳君） 引き続き検討していただけるというところなので、よろしくお願いたします。

2つ目の質問に入らせていただきます。

持続可能な自治会を目指して。

まず、昨年4月の福井新聞の記事を読み上げさせていただきます。

自治会の退会を理由にごみステーションの使用を禁じられたのは違法だとして、福井県福井市の40代男性が使用する権利の確認などを求めた訴訟の判決言渡しが昨年4月16日、福井地裁でありました。

加藤 靖裁判長は、男性が年1万5,000円を支払うことを条件にごみステーションを使用する権利があると認めました。使用を拒否されたことに対する慰謝料請求は棄却されました。

訴状などによると、男性の世帯は2023年3月、町内会の運営方針に不服があり退会をし、ほかにも退会する人が出てくると困るなどとして、ごみステーションの使用を禁じられた。男性は民事調停を申し立てたが、使用料で折り合いがつかなかった。男性は福井市民としてごみ収集の行政サービスを受ける権利があると主張していた。訴訟では、裁判所の定める使用料を支払うことを条件にごみステーションを使えるという合意が男性と町内会の間で成立しており、男性が支払う金額が争点となっていた。

町内会側は町内に住んでいないが、空き家を所有する場合の町内会費が年2万2,000円であることなどを考慮し、年2万4,000円を提示。退会は自由だが、ごみステーションや防犯灯、道路補修、除雪など様々な公共的な利益を無償で受け取ることは「ただ乗り」だとしていました。

男性は町内には4つのステーションがあり、第2、第3ステーションを管理している住民への報酬は年5万4,000円である点を踏まえ、使用する権利を求めている第3ステーションの維持管理費は半分の年2万7,000円とし、町内世帯数100で割った年270円が適正料金と訴えていました。

判決理由で加藤裁判長は、使用料を町内会費と同等程度とすることは、町内会への加入を強制することになりかねないと指摘した。一方で、ごみステーションを使用するには管理主体の町内会の存続が不可欠と説明。町内会の区域に住む人は会員に限らず町内会活動の公共的利益を受けており、ごみステーションの管理費用では足りず、町内会活動を存続・維持するための費用も考慮する必要があるとした。

金額については、会員でない住民にも負担を求めるのが相当な町内会の活動経費を約186万円と算定。市の補助金約29万円を除いた約157万円を世帯数106で割った年1万5,000円が相当としたとあります。

この判決はまだ一審なので上告も検討中ということだったので、まだ最終的にどうなるか分かりませんが、この記事から読み取るに、自治会未加入者のごみ収集場所の利用を制限するのは問題ではあるが、利用料を取るのは問題ないとも解釈できます。自治会に加入して一生懸命地域のために活動している人が損をする、嫌な思いをする社会は個人的にはよくないと思っております。

自治会離れに歯止めが利かない中で離脱する理由は様々ではありますが、その問題は解決していかなければいけません。基本的には地域の結びつきは、私は絶対に必要であると考えています。

先日、自治会長経験者の方々とお話しする機会がありましたので、ちょっと質問をしてみました。自治会未加入者のごみステーションを利用するには、自治会年会費と同額を払って利用してもらいたいとの意見が複数ありました。

先ほどの記事の中にもありましたが、自治会の強制加入にならないようにももちろん気をつけることは大前提ですが、1つ質問させていただきます。

ごみ収集場所の利用に関して、自治会未加入者の利用料を設けるための手引きをしてみてもどうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 長谷川議員の1項目め、持続可能な自治会を目指して、ごみ収集場所の利用に関して、自治会未加入者の利用料を設けるための手引きをしてはどうかについてお答えいたします。

近年、自治会活動の担い手不足や自治会離れが進行する中、自治会を持続可能なも

のとする事は、本町にとっても重要な課題であると認識しています。

また、自治会に加入し、日頃から清掃活動や運営に協力されている方々の中には、非加入者の方も同様にごみ収集場所を利用している現状に対し、不公平感や負担感を抱いている方も少なくありません。この点について町としても認識しており、自治会活動の継続に影響を及ぼしかねない重要な課題であると考えます。

一方で、ごみの処理については、廃棄物処理法に基づき、市町村が一般廃棄物の処理について責任を持つとされています。自治会の加入の有無によって、ごみの排出そのものを制限することは適切でないとする考え方は、最高裁判所の判例でも示されています。

このため、町が非加入者に対してごみの排出を制限したり、負担金額について一律の基準や金額を示して指導したりすることは適当でないと考えます。

また、清掃当番などの役務の負担についても、地域の実情や住民間の話合いに委ねられるべきものと認識しております。

こうした中、ごみ収集場所の維持管理等に要する費用相当額として、各自治会が合理的な根拠に基づき算定した額を非加入者に求めることは、法令に抵触しない範囲で可能であると考えます。

しかし、その内容や金額によっては、事実上の自治会強制加入と受け取られないよう留意することが必要です。地域内で十分な説明と理解を得ながら、公平性に配慮して対応することが重要であると認識しています。

本町といたしましては、一律の考え方を示すものではなく、自治会から相談や問合せがあった場合には、関係法令や過去の事例などについて情報提供や助言を行うなど、必要な支援に努める所存です。

今後とも、自治会活動に携わる皆様の負担や思いに十分配慮しながら、各自治会が地域の実情に応じて円滑に運営されるよう、関係者と連携し、適切な支援に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 4番 長谷川 淳議員。

○4番（長谷川 淳君） さすがに役場のほうがこれを手引きしますというふうにはならないだろうなどはもちろん思っておりましたが、先ほど答弁の中にもありましたように、本当にこの議員の中の方でも、自治会長経験者の方いらっしゃると思いますが、本当に自治会長さんって大変なお仕事で、本当に地域を守っている最前線で、本当に地域のいろんな面での安定を守っている存在だと、本当に議員になってから接するようになって実感しております。

役場のほうにいろんなことを相談があると思いますが、自治会長に寄り添うような

役場で今後もあっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

子供を守る。

昨年から今年にかけて、教職員による盗撮などの性犯罪による逮捕のニュースが目を引きます。

皆さんの記憶に新しいと思いますが、昨年11月6日に7人目の逮捕者で幕を閉じた盗撮教員グループ事件、また県内において県内の教師が今年の2月12日に、昨年の5月から数えて3回目の逮捕となりました。

しかし、教師という職業は他業種に比べて性犯罪が多いのかと言われるとそうではないというデータがあります。

明星大学の教育社会学の須藤教授は、警察庁が毎年公表している「年間の犯罪」というものがあるんですが、そこにある職業別の刑法犯検挙人数と文部科学省の学校基本調査の教員数を基に、教員の犯罪率をまず算出しました。

次に、年間の犯罪の年齢別の刑法犯検挙人数と総務省の人口推計から求めた25歳から59歳人口全体の犯罪率を比較しました。

2008年から2012年の5年間の教職員の方の犯罪率は0.039%で、25歳から59歳の0.233%よりも顕著に低い結果となりました。2018年から2022年の5年間も教職員の方は0.039%と変わらず、25歳から59歳は0.175%でした。明らかに教師という職業の犯罪率が低いことが分かります。

しかしながら、国の宝ともいえる子供たちと日々接する職業であるがため、様々な制約、制限、監視がされている現状であるといえます。

先日、今度小学校に上がるお子さんを持つ方々とお話をしているときに、この最近の昨今のニュースを受けて、岐南町では性犯罪等に関するアンケートを小学校や中学校でやっているのかなと質問がありました。

私も長男はまだ年長さんですので、内情はあまりちょっと学校のことはまだ知らないで、今回一般質問で取り上げさせていただきました。

大前提として、羽島郡の教員の方々を疑っているわけではありません。むしろ小学校の保護者の方々からは、一生懸命子供のために思って働いていただいていることはよくお聞きしております。

しかしながら、子供たちへの性犯罪等は絶対に未然に防ぐ対策をしなければいけないと考えます。アンケートを1年に1回とか定期的に行うことで、情報を教育委員会が吸い上げるとともに、バイスタンダーからアクティブバイスタンダーへの現場の職員の意識改革も望めるかなとも思います。

子供を犯罪から守るためには、今の時代、過剰な防衛策を講じる必要があるとも考えます。

そこで1点質問させていただきます。

児童生徒等や教師等に対して、性暴力等に関するアンケート調査を定期的に行っているか。よろしくお願いたします。

○議長（加藤雅浩君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 長谷川議員の3項目め、子供を守るに係るご質問、児童生徒や教師等に対して性暴力等に関するアンケート調査を定期的に行っているかについてお答えをいたします。

初めに、今回いただきましたご質問は、昨年10月議会の廣瀬議員の一般質問と類似をしており、当時の答弁と重複するところがあると思いますが、ご理解をいただきたいと思っています。

議員ご指摘の教員による性犯罪、性加害に係るニュース報道は、教育の信頼、信用、子供の安心・安全を根底から揺るがす卑劣な事案であり、教育の危機的な事態であるとも思っております。

これらの事件が報道されるたびに、子供や保護者がもしかしたら、あるいはうちは大丈夫かというような心配を感じていることをおもんばかると、加害者に対しての強い憤りを感じています。

さらに長谷川議員からは、羽島郡の教員は子供のために一生懸命であるというお言葉をいただきましたが、これらの行為は、これまで子供の成長のために献身的に実践を積み重ねてきた羽島郡の教職員の努力を全く無にする行為であり、大変遺憾であると思っております。

令和4年度、文部科学省の調査では、教職員に対する子供の性加害による処分事案は157件ございました。

令和6年度の速報値は134件で、これは同僚へのセクハラも含めた件数で、教職員の全体の0.03%、長谷川議員のおっしゃるのは0.039%ですね。だから、四捨五入するともしかしたら0.04になるかもしれませんが、加害者として報告をされています。言い換えれば、99.97あるいは99.96%の教職員が真面目に勤めていることとなります。

しかし、長年かけて築いてきた信用も、たった1回の事件、1回の事案で崩壊させてしまうことを肝に銘じた行為でも感じております。

これらの報道を他人事とせず、自分事として受け止めて、児童生徒や教職員一人一人が行動する第三者となるアクティブバイスタンダーを育成するような取組は、不適

切な行為が許されない空気、社会規範をつくっていきます。

教育委員会では、未然防止に向け、教職員に対して迅速かつ確実に対応を行ってまいりました。

少し長くなりますが、その具体例を申し上げます。

事件発覚後、文部科学省からの通知、指導を待つことなく、一刻も早く対応すべきという判断で、羽島郡二町教育委員会の責任において、7月1日付文書、服務規律の徹底を発出し、児童生徒や保護者に誤解を受けるような行為は、言動は厳に慎むよう指導をいたしました。

7月3日付文書、不祥事根絶重点項目徹底指導では、7、8月の不祥事根絶に向けて、重点項目の不適切な行為の禁止について、全職員を対象とした自己を見詰める点検を実施いたしました。

このことを通して、教職員による児童生徒への性犯罪の事件は、誰もが当事者となり得ることや、周りの教職員の言動にも気を配ることと捉え、コンプライアンス意識を高めること、アクティブバイスタンダー意識を持つ同僚性が向上するよう努めました。

7月4日には、文部科学省、岐阜県教育委員会からの通知、児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底についてを受け、大きく3つ、密室状態をつくらないこと、盗撮を防止し、疑われる行動をしないこと、個人情報を持ち出さないことの3点を通知文にて指導をいたしました。

こうした文書による指導とともに、7月8日の羽島郡校長会、7月9日の羽島郡教頭会による説明、また夏休み以降に実施をいたしました学校訪問の際には、全職員に対して直接指導を行うとともに、学校内の教室や特別教室などの環境について確認、指導をしてまいりました。

さらに、これまでも毎月行ってまいりましたが、重点項目の徹底指導とコンプライアンスチェックを行い、不祥事の未然防止に向けた指導を行っております。

こうしたことを通して、危機管理に対する高い意識を持つこと、そしてコンプライアンスを徹底する強い意志を持つこと、モラルの高い職員集団を育むことに努めてまいりました。

今回、長谷川議員の提案にございました、定期的な児童生徒、教職員に対するアンケート調査については、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針において、定期的なアンケート調査、教育相談の実施、電話相談窓口の設置とともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることとされております。

岐南町の小・中学校では、年に5回から7回程度、教育相談・生活アンケートを实

施しております。これは性加害や性暴力に特化したものではございませんが、学校生活、仲間関係、いじめのほかに、家庭のことや困っていることなど、幅広く児童生徒の困り感に寄り添うように配慮しております。また、無記名のアンケートも実施しております。

これまでもいじめ問題のほかに、仲間関係や虐待などの相談があり、解決に向かうアンケートであるという実績は積んできております。

今後は、これまで多くを紙媒体で行ってまいりましたが、今年9月から導入される新しい校務支援システムのタブレット端末「L-g a t e」というアプリがございますが、その連携によって教育相談アンケートや心の健康チェックをタイムリーに実施し、複数名の教職員による迅速な対応ができるよう準備をしているところでございます。

また、令和8年1月9日に子ども家庭庁から通知されましたこども性暴力防止法施行ガイドラインでは、12月25日施行のこども性暴力防止法に向けて十分な周知と早期の準備が求められております。安全確保の措置、初犯防止策、日頃から講ずべき措置として、服務規律、環境整備、児童生徒、保護者への周知、早期把握のための相談しやすい面談体制の整備などを行ってまいります。

また、再犯防止対策といたしまして、教職員の任用や配置転換の際には、令和5年4月より運用を開始しております特定免許状失効者等データベースにおいて、人物を確認しております。

本年末の法の施行に合わせ、現在勤務している教職員についても、5年ごとに特定免許状失効者等データベースを活用し確認することとなり、適切な確認を今後も行なってまいります。

今後も教職員の服務規律の徹底を図るために、現在行っておりますセルフチェックを継続すること、教育委員会による学校訪問での指導、確認をすること、期首面談などでの教職員への聞き取り等よりコンプライアンス意識を高め、アクティブバイスタウンダー意識を持つ同僚性が一層向上するよう努めてまいります。

また、相談体制では、児童生徒がより相談しやすく、相談してよかったと実感できるようにしてまいります。

教職員についても、現在設けられております管理職以外の教職員によるハラスメント相談窓口に、同僚の言動についても相談ができるようにしてまいります。

これまでは、不祥事を起こさないというマイナス要因からゼロに向けてのことにについて考えや指導についてお答えをしてきましたが、もう一つ大事なことがあります。ゼロからプラス、あるいはプラスから2プラスを目指すことでございます。

自分事として捉え、未然に防ぐためには、同僚性の高い職員集団を育成すること、そして風通しの良い職場関係を築くことが基盤にあり、その上で、子供の成長を喜びとする教師の矜持を私たち教職員が持ち続けることが最も大切なことであると考えています。

日常の指導において、子供の顔を思い浮かべ、準備した授業に対し、児童生徒が目を輝かせ、何かに気づき、探究し、納得の表情を見せる。そうした授業にするための教師の試行錯誤は大事だというふうに思っております。

また、悩んで悲しそうな表情をしている子供が、相談によって解決に向けた光が差し、笑顔が見られるようになること、また保護者に安心して指導を任せられると思っていただくなど、責任感を持つことなどがそれに当たるというふうに思っています。

また、職務を離れた自身の生活においても、創造的な楽しみを持ち、創意工夫を重ねる充実感を味わうことが指導に生かせる新たな発想や、子供に向ける温かいまなざしにつながると考えております。そうした学びや生き方ができる人間でありたいと強く思っています。

教職員に対する厳しい視線に目を背ける、あるいは萎縮するばかりで指導ができない教職員にはなりたくありません。教職に対する志、使命感、正義感を有し、熱い思いを持って子供と関わり続けるために、日常での学びや発想、努力を価値づけてまいります。

最後に、令和7年度を終えるに当たり、羽島郡内の学校の実態の一端をお伝えします。

羽島郡には280名余りの教職員がおりますけれども、本年度、精神疾患も含めてですが、病休、休職者はゼロでございました。初任者は11名配置していただきましたが、この11名ともに辞めることなく、離脱することなく勤め上げました。

また、個別の対応では難しい状況もあるご家庭もありますが、いわゆる学級崩壊といわれる状況はゼロでございました。

このことが何を指すのか、その背景を察していただけると幸いに存じます。

この事実に対して、教育長としては大変うれしく思い、校長先生はじめ諸先生方のご努力に対して感謝の気持ちでいっぱいでございます。

今回の話題に触れるとレッテルを貼られている気分になると述べている教員もおります。職務への意欲減退につながる可能性もあります。

しかし、本日、長谷川議員からいただきました質問、そして私の今の答弁については、郡内の全教職員に伝えるとともに、さきに述べました事実にごんじることなく職責を果たしていけるよう、教育委員会としても指導・助言に努めてまいります。以上

でございます。

散会

○議長（加藤雅浩君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時より会議を開きます。

明日の日程は追って配付いたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後 2時35分 散会

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

加 藤 雅 浩

岐南町議会議員

廣 瀬 恵理子

岐南町議会議員

長谷川 淳